

午前九時〇〇分開議

○議長（高野正君） おはようございます。ただいまの出席議員数は10人です。定足数に達していますので、これから本日の会議を開きますが、せっかく朝9時からご出席いただきましたが、台風24号による被害状況把握のため、しばらく休憩します。

再開は午後1時です。

まことに申しわけありませんが、午後からの出席の場合、執行部の皆さんは作業着になるかもわかりませんので、どうかご了承いただきたいと思っております。

以上でしばらく休憩します。

午前九時〇〇分休憩

——・——

午後一時〇〇分再開

○議長（高野正君） 再開します。

日程第1 一般質問を行います。

一般質問の順序は、お手元に配付のとおりです。

4番、北村議員の質問を許します。4番、北村議員。

○4番（北村龍二君） 議長のお許しを得ましたので、通告に従い質問をさせていただきます。

まず最初に、台風21号に引き続き24号と、大型の強い台風が本県、本町を襲いました。職員の皆様方は昼夜問わず当町のためにご尽力していただきましたことをまことに感謝申し上げます。そしてまた、午後からの再開となりましたが、本日も引き続きよろしくお願いいたします。

また、このたびの台風24号におきまして、超大型ということで全国各地でも大きな被害をもたらし、当町にも再び被害をもたらしたこと、被害を受けられた方々に心からお見舞いを申し上げます。

では、質問に入らせていただきたいと思います。

台風上陸時と台風一過後の情報遮断について、今回の第3回定例会の質問に当たり、3点について質問させていただきたいと思っております。

今回の台風21号は、ここ最近で発生した台風の中でも超大型台風であり、どちらかというと雨より風のほうが強い台風であったと感じました。そして、和歌山県内では停電が17万件、これは近畿の中でもナンバーワンであり、ブラックアウトに近いような停電もありました。台風一過直後に停電のため、余りにも暑くて車で過ごしていた私は、気がつけば町を3周もしていました。道中、美浜町から国道42号に出る際、信号が消えており、危険であったが何とか国道に出て走っていると、閉めているコンビニとあいているコンビニがあり、あいているコンビニには駐車場に入り切れないほどの車の数、ああ食料やお茶、お水などを買っているんだなと思いましたが、あつトイレもそうかななどと、大変なことになったと思いつつ自宅に戻ってきました。

そのとき、大分おさまったな、今台風はどの辺やろと携帯電話を見ようとしたんですが、SNSや情報ツールが全くつながらない。この台風だから仕方ないと思い、またあした役場に行けばわかるわと思いつつ、次の日にいろいろと役場の職員にお尋ねし、被害状況を把握しました。このとき私は、3度目のあつという状況になりました。きのうコンビニにいた人たちの中に携帯電話をさわっている人が多く、ゲームでもしているのかな、のんきやなと思っていたのですが、よくよく考えてみるとW i - F i が飛んでいたのであります。そこで情報ツールを見ていたのだと気づきました。

停電や断線などで電気が来なかった場合、一時は防災無線も役に立たないだろうと思いましたが。私みたいにずっと役場に出向ける者はいいが、家に閉じこもっていなければならない住民の方々は、不安な夜を過ごし、また、何日間にもわたり情報がないうまま過ごされた方々もおられたのだらうなと思いました。

そこで質問ですが、今後、我が町に被災中、被災後の情報が遮断された場合、情報伝達方法や手段は防災行政無線以外に何かないのでしょうか、よろしくお願いします。

○議長（高野正君） 町長。

○町長（森下誠史君） こんにちは。

まず、北村議員の台風上陸時と台風一過後の情報遮断についてのお尋ねでございます。

その中で、今後、我が町に被災中、被災後の情報が遮断された場合、情報伝達方法や手段は防災行政無線以外には何かないのでしょうかにお答えいたします。

今回の長時間にわたる停電で、町民の方々は大変不安な時間を過ごされたであろうと推察いたします。

現在、町の情報伝達方法といたしましては、防災行政無線、防災行政メール、美浜町のホームページ、そして広報車による広報活動の4点が考えられます。防災行政無線につきましては、子局で約3日間の蓄電機能がございますが、今回のような長時間の停電となると蓄電切れで放送ができなくなる可能性もございます。防災行政メールは、携帯電話の電波状況などにより状況が変化いたします。ホームページにつきましても、端末機が停電時などは閲覧することができなくなります。広報車による広報活動は、停電に関係なく使用できます。実際、停電が長引きまして、停電区域に備蓄食料を配布したときは広報車による広報活動を実施してございます。

また、今後ということでございますが、各種団体との協議事項にならうかと考えますが、各地区自主防災会や民生委員などのご協力のもと、地域のネットワークを通じまして、高齢者の声かけや見回りなどといった活動が必要かつ有効ではないかと感じてございます。

○議長（高野正君） 4番、北村議員。

○4番（北村龍二君） 私の話の内容も、同じ台風の被害のお話に今回いろいろなるんですが、ピンポイントながら命にかかわる大変大事な問題だと私は思っております。

台風が襲来しているときというのはさまざまな気持ちのモチベーションの方がたくさんおられると思います。落ちついている人、落ちついているように見えている人、パニック

になってしまっている人。そのような中、執行部の方々は役場に出向き24時間対応をいつもやっていただいているんですが、町長も同僚議員のこの前の一般質問の答弁の中で、広報車による広報活動は停電に関係なく実施できるというふうな感じのことをおっしゃっておられました。実際、停電が長引き停電区域に備蓄食料を配布したときは、広報車による広報活動を実施したというふうにお聞きしております。

そこで質問ですが、広報活動をされたというのは避難所へ行くまでの間の広報活動だったのでしょうか。それともあちこちを回られたという広報活動なのか、どういった意味の広報活動という言葉を目指しているのか、お聞きしたいと思います。それと、その広報活動はいつごろされたかということもお聞きしたいと思います。

そしてもう一つ、今後、各種団体との協議事項になろうとありますが、どんな手段でどんな協議内容をお考えになっているのですか。一刻も早くそういうのはやっていただきたいと思っております。

そしてもう一点、共助でのつながりというのは大変大事だと思われま。高齢者の声かけや見回りのタイミングは人それぞれと実際はなりますが、動ける人、動けない人など、町としてタイミングもあると思います。そういうときの放送や誘導一つで、その人の運命さえ変わることもあると思います。共助は大切ですが、その共助を促す手段として、広報車では全ての住民さんには伝わりにくく、放送は停電などで消れてしまうことがある。防災ラジオもわかりでございます。ほかにまだ手段があれば、そういうお話があればお聞きしたいのが3つ目です。

以上3点、よろしく願いいたします。

○議長（高野正君） 町長。

○町長（森下誠史君） 北村議員の再質問でございます。

詳細等々につきましては担当のほうからご説明させていただきますけれども、まず停電になってという形の中での広報活動でございますが、自主防災会にいろいろな形でご協力をいただきました。そういった形なんですけれども、地内でそういった形で広報車で広報させていただくというふうな形でございます。

それと、北村議員がおっしゃる自主防災会とか、そして民生児童委員というふうな形の今後の協議ということでございますが、議員がおっしゃるとおり、命にかかわるケースも多々ございます。そういった形でいえば、よく言われている自助がありまして共助という形なんですけれども、自主防災会もそうでございます。民生委員もそうでございます。いろいろな形でお互いのコミュニティーというんですか、連帯感というのが私は大事だと思います。各地域、各地内でそういったコミュニティーということは結構多く醸成されておると思うんですけれども、改めまして自主防災会、そして民生委員等々といろいろな形で両方とも重ねて協議をしてまいりたいなど、このように思っております。

そして、あとの今言った4点以外で何かないんですかということですが、一番大きなのは、私自身は今こんな形になっていますよというふうな口コミ等々も大事ではなか

ろうかなと、こんなふうに思っています。あとのいろんな形、ツールというんですか、これは行政のほうもそうですし、また一般の方もそうだと思うんですけども、例えばSNSというんですか、フェイスブックとかインスタとか、そういったケースも一つの情報の発信手段ということであるのではなからうかなと。これは私の個人的な見解でございますが、今、ご質問という形の中でいえば、浮かんだ状況でございます。

先ほどの広報車での広報等々につきましては、担当のほうからご説明申し上げます。

以上です。

○議長（高野正君） 防災企画課長。

○防災企画課長（大星好史君） お答えいたします。

まず、広報車の広報ですけれども、これは、台風が去った後、長引く停電のために皆さん食料、また水などが不足している可能性があると思ひまして、それを配布するときに、配布も自主防災会のご協力で配っていただいたんですけれども、そのときにはもう防災行政無線の蓄電が少しどうかというところでありましたので、広報車による広報を行いました。広報を行ったところは、当時停電していた浜ノ瀬地区、田井畑地区、新浜地区、吉原地区、本ノ脇地区でございまして、残り三尾地区におきましては、これも三尾地区の区会、また自主防災会の地域のネットワークで行ったというところでございます。

○議長（高野正君） 4番、北村議員。

○4番（北村龍二君） 広報というのは、そしたら回るということの認識で、例えば何々をしてくださいという広報ではなくて、その場その場の食料とかを持っていくという広報ということで、何か放送をかけているんですか。

それと、今まで言うた中に和田が入っていなかったんで、和田もちょっと言っていたきたいんですけども、同じように広報を回っていただければと思います。それはさておき、再々質問をさせていただきます。

住民への広報提供や情報の共有は非常に大切な問題でございます。今回の台風で、私はさまざまなことを学びました。ここでは、東日本大震災を初め熊本地震、大阪府北部地震、島根西部地震、そして北海道胆振東部地震など、たくさんの台風や豪雨、県外で起こった災害がテレビや情報ツールからさまざまな情報が入ってきました。その情報は、タイムリーな情報ではなく、現実的に起こってわかった、後から来た情報でもあると。リアルタイムでの情報ではないということでした。たまに動画や一般の方からの投稿であるぐらいでございます。

では、瞬間瞬間の情報網、連絡網はどうだったのかということで、今回の台風もしかりです。恐らく遮断されていたのであろうと。こういうことを考えますと、今回の当町も、いろんな意味で情報が遮断され、困惑され、不安になった方もおられると思われま

す。現在では、情報ツールやサイト、SNSなどの発達で災害掲示板やフェイスブック、インスタグラム、LINEなどの呼びかけから、動画や写真メールなどによって安否確認や情報の共有が行われる。時には避難誘導までされたというお話も聞いたことがございます。

今まで経験したことのない災害をメンタル面だけでも軽減するというので、方法として情報収集というのがメンタル面の中ではあると思います。

そこで、ある意味、そういう意味での災害弱者にならないために、提案のような質問になるかもわからないんですが、一つお聞きください。

1つ目は、最近ではほとんどの方が持っておられる携帯電話、パソコン等のインターネットの機器を活用すると。これはどういうことかといいますと、例えば個人機能の充実、個人で持つ分のインターネットの充実としましては、デザリングやポケットWi-Fiというものがあります。こういう町発信であれば外づけのWi-Fiもございます。無線LANを機能させて避難所各所に設置すれば、最大500mぐらいは飛ぶというWi-Fiがあると聞いております。それが各所があれば、広範囲でWi-Fiが広がるということでございます。

停電であればもちろんルーターとかモデムも全部ストップしてしまいますもので、充電器や発電機、もっといえばUPSという無停電電源装置という、停電のない装置ということもあるんですけども、それで電源を供給したら問題なく停電はクリアできると。ただこれは、言えるのは、電話の基地局がシャットダウンしていればもちろんつながらないんです。今回もちょっとそういうところがあったんですが、基本自家発電されていますもので、インターネットにつながって情報提供ができると私は思っております。

こういう携帯電話の使い方もあるんじゃないでしょうかということと、もう一つ、災害発生時に被害状況や避難者情報、安否確認などをラジオのFM放送で発信できるシステム、臨時災害放送局の開局を目指してみてもどうでしょうか。これは、各自治体が開設できる安価なシステムで、迅速な開設ができ、確実な発信力があります。現在は、北陸地方では幾つかの自治体で実践されているというふうにお聞きしております。また、偶然ではありましたが、この取り組みに対して日高高校を会場にして今年29日に設置訓練があるということで、それは県情報化推進協議会、WIDAというところが中心となってやられるんですけども、そういうのも一つ勉強になるかなと、そしてまた、情報提供につながるのではないかと。

そして、あとは簡単に広報車を、大音響と言うたら語弊がありますが、そのままマイクでスピーカーで迷惑にならん程度に走らすというような3点ほどありますので、またご参考にしていただきたいと思います。

町長、何かそれについてお話があればぜひお聞きしたいです。お願いします。

○議長（高野正君） 町長。

○町長（森下誠史君） 北村議員にお答えしますというか、私自身、スマホとかその辺についてはまだ詳しくないんで、ここで即座にお答えしにくいんですけども、いろんな形でツールとかで情報とか発信ができ得れば、その部分はいろんな形で住民の安心度が少なからず温度差というか、変わってこようかと思っておりますので、一度その辺検討させていただきます。

それと、広報車とかで迷惑にならない音量とか、その辺は非常に難しゅうございます。今もそうなんですけれども、広報したらもう少し大きな音量をしてちょうだいというような形で向こうからの出願もあれば、逆にやかましいやないかというような形のご連絡等々もございます。その辺、今のところまだ調整してやっているような状況でございますので、なかなか万人受けというんですか、その辺も難しいなと思うんです。今、北村議員がおっしゃった、それは今後ですけれども、さらに検討して行っていきたいなと、こんなように思っております。

以上です。

○議長（高野正君） 防災企画課長。

○防災企画課長（大星好史君） お答えいたします。

つい先日ですけれども、県防災企画課から、議員のおっしゃられるとおり、災害対応におけるSNSの活用ということでガイドブック等が発行され、私どもに送付されてきております。

それと、日高高校のFM放送機材を用いた臨時放送局の設置についての訓練ですけれども、これにつきましても和歌山県情報化推進協議会防災研究部会から文書をいただいております。これは、「世界津波の日」高校生サミットが行われる10月28日から30日の間で設置の訓練を行うというふうなことで、本町もその対象区域に入っております。日高高校周辺でどこまでカバーできるか、各所にラジオを持った協力者の配置で調査を行うと。それと、これは御坊市、日高町、美浜町なんですけれども、美浜町などが自治体内部局から広報向けの原稿を出してもらい、発災時にラジオのメディアが使えること、その原稿作成業務が生じることというのを周知することを目的として訓練を行います。

今の2点につきましては、私もまだまだ勉強不足でございますけれども、この機会に勉強させていただきたいなというふうに思っております。

○議長（高野正君） 4番、北村議員。

○4番（北村龍二君） では、次の質問にさせていただきます。

太陽光発電設備の設置基準について、この質問については、前回の定例会、前々回の定例会と一般質問で取り上げさせていただき、今回の質問で3回連続となります。

まず初めに、私は太陽光発電に対してやめてほしいとかだめだと言っているのではないことをご理解いただいて、今回も質問させていただきます。

9月4日、大変な被害を西日本にもたらした台風21号、美浜町も例外ではなく、全町に被害をもたらしました。太陽光発電という視点から被害状況を新聞やインターネットで見ると、向かいのマンションから太陽光パネルがベランダに突っ込むだとか、実家の車が大破、ソーラーパネルがクリーンヒット、家に突き刺さっている写真や紙のようにひらひらと空を舞っている太陽光パネルの動画等が無数に出ていました。

以前からも言っているとおり、太陽光パネルは壊れても発電を続けるため、触れれば感電するリスクもあります。現に経済産業省も公式ツイッターで、破損箇所に触れた場合、

感電するおそれがあります。太陽電池発電設備を見かけた場合はむやみに近づかないように十分ご注意くださいと注意を促しております。

既に西日本豪雨においても、岡山県倉敷市真備町では太陽光パネルからの出火が5件も確認されております。そして、美浜町も被害がなかったというわけでもないと思います。現に、空を舞った太陽光パネルが存在しております。

太陽光を生かした発電はどんどんやっていただきたいのですが、どんな建物でも天災によつての事故はつきものであります。しかしながら、多少なりともそれを未然に防ぎ、被害を少なくする方法はあると思います。それは、企業側も研究し、所有者側も設置場所を考慮し、町もよりよい選択をしていただけるように協力していくと、これではないでしょうか。

そこで、1点質問させていただきます。

県の太陽光発電設置基準である風速限度を超えてしまった今回の台風がもう起こらないとは言えません。どこでどの場所で大きな突風があるか、県でもわかりません。少なくとも、地区単位ならまだ何とか把握できるかもわかりません。ぜひとも、この機会に我が町独自の条例を作成してみたいかでしょうか。

○議長（高野正君） 町長。

○町長（森下誠史君） 北村議員の2点目でございます。

太陽光発電設備の設置基準についてのご質問の中で、和歌山県の太陽光発電設置基準である風速限度を超えてしまった今回の台風がもう起こらないとは言えません。どこで、どの場所で大きな突風があるか県でもわかりません。少なくとも地区単位なら、まだ何とか把握できるかもしれません。ぜひとも、この機会に我が町独自の条例を作成してみたいかかというご質問にお答えいたします。

9月4日に徳島県南部に上陸いたしました台風21号により、逢母付近では高潮の影響で防潮堤を越える波が発生したことや暴風により三尾地区を初め町内で複数の太陽光発電所が被災いたしました。

被災要因の一つでもございます暴風は、気象庁の観測地点であります川辺におきまして、台風当日の午後0時10分から10分間に最大瞬間風速毎秒42.2mの南東の風を観測してございまして、海沿いの当町では観測地点以上の暴風であったかと推測されます。この毎秒42.2mの風は、和歌山県における過去の台風の記録に基づき、風害の程度その他の性状に応じて国土交通大臣が定めた基準風速であります毎秒34mを超えてございます。この基準風速は太陽光発電設備や建築物の設計に用いる風速でございまして、台風21号ではそれを上回る風が吹いたために、発電設備が損壊したものと考えられます。

議員のご質問にありますとおり、どんな建築物でも天災によつての事故はつきものでございます。しかし、未然に防ぎ被害を少なくする方法は、やはりその所有者や事業者が関係法令を遵守することであり、また、前もって対策を講じることだと考えてございます。

8月23日に徳島県南部へ上陸いたしました台風20号では、午後9時からの10分間

の間の最大瞬間風速33.8mと基準風速に近い風が吹き、発電設備の一部が損壊したところもございましたが、基準風速を超える突風が原因と思われるため、損壊した発電設備も含め当町に設置されている太陽光発電設備は、国土交通大臣が定めた基準風速に耐えられる構造であると考えられます。

台風時に必ず発生する突風につきまして、地形や気象条件によりましてどこでどのような風が吹くのか地区単位で把握することや風速の基準を設けるためには、過去の気象の分析から始まり、観測ポイントの選定、ある一定期間の風速、風向を測定するなどして、その結果に基づき解析を行うなどの調査が必要となってきます。しかしながら、突風の発生原因はさまざまございまして、基準を定めることは非常に困難であると考えられます。

また、突風に関しましては、地区を限定することや風速の基準を設けることは、既存の建築物や工作物の強度、それらの設計にも影響を及ぼしかねないため、さきの定例会でも申し上げましたとおり、町独自での条例を制定することは考えておらず、電気事業法などの関係法令や架台、基礎などの構造設計に関するガイドライン、そして和歌山県の条例に準拠する考えでございます。

○議長（高野正君） 4番、北村議員。

○4番（北村龍二君） では、再質問させていただきます。

県の基準ということになりますと、なかなかおっしゃるとおり、それを美浜町だけ建物の管理の風速を上げろというのはなかなか難しいと思いますが、今、町長がおっしゃったように、もちろん県がわからない突風が当町にはわかるというような理屈が合っているとも思えません。しかしながら、太陽光発電設備の場所がどのような立地条件で建っていて、その周辺にはどんな建物が建っているか、意外と危険ではないかとかいうことを、細かい部分は県もそこまでは理解しにくい、把握しにくいというふうに思います。

台風が民家の屋根を吹き飛ばし、壁をそぎ瓦を巻き上げると、全く意味自体は私は異なっているというふうに思います。人間の暮らしを楽にするための目的として、再生可能エネルギー普及のためにFIT、固定価格買取制度が導入されて、普及促進のため買い取り価格が高目に設定されて、メガソーラーの産業用の大型太陽光パネルが一気に製造されているということで、建物でも同じとは、私は例えば衣食住以外のものであるというふうに思っております。利益優先型の無人産業用建築物であると私は考えます。

FIT法が制定された32年以降は、寿命を迎えた太陽光パネルが次々と出現してきます。この後、廃棄に向けて太陽光発電設備のリサイクル等のガイドラインというのがありますが、法律ということにはございません。32年度以降、この廃棄から発生する銀や銅やガラスは一体どうなっていくんでしょうか。県の条例により、寿命を迎えた太陽光パネルは速やかに処分されるんでしょうか。

現在、太陽光設置に関する条例または関連する条例は、都道府県以外の自治体の条例の近況として、2017年3月から5月の間だけでも37市町村が関連条例を上げられました。それで、ほぼ2017年、2018年で発足した条件が大半で、メガソーラーなど太

陽光発電設備の設置をめぐる近隣トラブルを避けるため設置しているところがほとんど。これだけたくさん条例が出てきている中で、当町も関連していく条例のつけ足しでも、つけ足しという言い方はおかしいですけれども、条例に付随していくようなものがないでしょうか、一度町長、お答えいただきたいんですが。たくさんやっておられるということです。全国でも。

○議長（高野正君） 町長。

○町長（森下誠史君） 北村議員の再質問でございます。

議員もおっしゃるとおり、太陽光発電ということは決して反対ではないんだよということで前段でお話があったかと思うんですけれども、私も自然エネルギーということはいかがに再利用というんですか、それはすばらしいことだなと。現在のそれこそ技術をもってということでは本当によいことだなと思います。

そして、いろんな形で問題があるよというような形でございますが、先ほど私自身が、和歌山県の条例に準拠して今後、していきたいという形でご答弁もさせていただいております。

以前もそうだったんですけれども、FIT法云々もございますが、じゃ今、北村議員、逆にですけれども、こういった形の大きな課題があるよとか、また問題があるよというような形であるならば、いろんな形で、それこそ住民のお気持ち、お心には沿うようなのが地方行政だと私自身も認識してございます。そういった形が現時点では私自身、私のところに入ってきていないのかもわかんないですけれども、お聞きしていないということが現実でございます。

前の定例会でもご答弁させていただきましたが、1件だけ三尾のほうで境界関係であったということをご答弁させていただいた次第でございます。いろんな形で、議員がおっしゃるとおり、いろんな和歌山県の条例、そして美浜町のいろんな形の、例えば条例等々もそうなんですけれども、検討とか、またみなし等々必要だと私自身も認識してございます。ただ、前回の定例会のときもご答弁させていただいたとおり、現時点でいえばまだまだそこまでの必要性というんですか、その辺まできていないのではなからうかなという認識を持ってございます。

以上です。

○議長（高野正君） 4番、北村議員。

○4番（北村龍二君） 町長がちょうどおっしゃっていただいたので、大きな問題かどうかは町長も判断していただきながらお聞きしていただきたいと思います。

先日、私は当町の太陽光発電パネルの被害状況を何カ所か見させていただきました、個人的にですが。何カ所かは放置状態でありましたが、あるところでは早急な撤去作業が行われていました。パネルは発電しないように裏向けられ、パイプは何カ所かに固められ、飛んだ周りの柵は取り外され、きれいにされていました。その後、恐らく回収業者が来て撤去になるだろうなと思いました。起こってしまった結果は別として、きっちりとされて

いる所有者だと思いました。それこそ最近なんで、台風24号が襲来してくる前の迅速なお仕事だと思いました。

また、別の場所では、所有者の方がお気づきになっているのか、まだご存じではないのかわかりませんが、今の状態だったら業者は何もしていないんだろうなと見える、連絡もしていないかもわからないなんていう、どんな状況かわからないところが太陽光設備の中でありまして、何と発電は壊れたまましておりました。メーターが回っておりました。ということは、先ほど私が言わせてもうたように、下手に近づくと感電したりけがをしたりするという可能性もあります。町民さんが入ってきて事故する、人的被害が出るとなると、町側は、業者が何もしないから仕方なく放置すると。町民さんがすり傷1個できても事故は事故。もちろん、入るな危険という看板もございません。子どもが遊んだらどうなりますか。

行政として、発電、放電状態は、こちらの場所をご存じですか。やはり、町民さんに何かあったら町側もそんなん知らんとは言えないと思うんです。民のことやから感知しませんか。そういうお答えでよろしいでしょうか。業者に対して指導するという言葉がきつかったら、お願いするという言葉でもいいんです。

指導する根拠は何か。それは、その土地土地に見合った基準、例えば丸の単管では潰れるだとか、それをセメントにしてくれとか、何かあってからでは遅い。当町に合った環境アセスメントに寄り沿った決め事が必要です。

町長、もう僕、要るような気がします。こういうことがこれからもうないとは言えませんが、まだないほうやからということでもないと思います。今まで、ないとおっしゃっていたことが現に出てきていると思います。一度この問題にも向き合ってください。たたき台ぐらいなら自分で頑張っつつっております。超微力ですけれども協力させていただきます。町長、もう一度お願いします。

○議長（高野正君） 住民課長。

○住民課長（中西幸生君） 北村議員の今の質問ですけれども、確かに町内で被災した太陽光発電パネルは私も現地を確認し、そして、あそこに看板がついてますので、その看板も確認し、それも写真を撮って、それで関係する方にもヒアリングを行って、一応関係者には連絡が行っているということは確認しています。ですので、何らかの対処は今後していただけるのかなと思っております。

それで、指導とかという話については今後、また私も勉強させていただきたいと思いません。

以上です。

○議長（高野正君） 町長。

○町長（森下誠史君） こちらのほうに手でされましたので、ご答弁させていただきます。

ただいま担当課長からご答弁させていただきましたとおり、一度その辺も含めて担当課長と協議してまいりたいと、このように思います。

以上です。

○議長（高野正君） 4番、北村議員。

○4番（北村龍二君） ぜひともよろしくお願いします。

では、3つ目にいかさせていただきます。

当町におけるふるさと納税について、この質問については私が議員にならせていただいで何度も一般質問により取り上げさせていただいていますが、私は、ふるさと納税についてはよい制度であり、応援させていただきたいという思いを込めて質問させていただいております。

そこで、当町においてのふるさと納税の受入額及び受け入れ件数については増加傾向にあると認識していますが、先日、総務省から公表されたふるさと納税に関する現状調査結果、平成29年度実績によりますと、和歌山県での受入額は103億46,000千円であり、受け入れ件数は61万862件である。平成28年度と比較すると大幅に増加傾向であります。また、ふるさと納税を希望する際の用途、ふるさと納税を財源として実施する事業などの選択もできる自治体が多数を占めているようです。

そこで、3点質問させていただきます。

平成30年度のふるさと納税の現状はいかがでしょうか。また、今年度の目標見込み額は幾らぐらいでしょうか。

2つ目、当町ではふるさと納税の用途は決まっていないと思いますが、ある特定の財源や突発的な災害等への活用など、用途を決めて募ってみてはいかがでしょうか。

3つ目、今後、ふるさと納税の返礼品をふやす予定はありますか。

以上3点、よろしくお願いします。

○議長（高野正君） 町長。

○町長（森下誠史君） 北村議員の当町におけるふるさと納税についてのご質問で、1つ目が平成30年度のふるさと納税の現状はいかがですか、また、今年度の目標見込み額は幾らですかにお答えいたします。

まず、ふるさと納税の現在までの状況でございますが、返礼品の数は52品目となっておりまして、8月末現在の収入額は約6,800千円でございます。昨年同時期では約1,400千円でしたので、順調に伸びてございます。なお、9月19日現在の寄附申込額で申し上げますと約14,400千円となっております。今年度の目標といたしましては1億円を目指して取り組んでまいりたいと、このように思っております。

2つ目でございます。当町ではふるさと納税の用途は決まっていないと思いますが、ある特定の財源や突発的な災害等への活用など、用途を決めて募ってみてはいかがでしょうかにお答えいたします。

ふるさと納税の用途につきましては、現在は一般財源として受け入れしているところでございますが、今後も順調に寄附額が増加するようであれば、用途を決めて特定財源として受け入れることも検討してまいりたいと、このように考えてございます。また、大規

模な災害が起こった際には、その復興財源として返礼品なしでご寄附を受け入れることも可能となってございます。

3点目でございます。今後、ふるさと納税の返礼品をふやす予定はありますかにお答えいたします。

現在、ふるさと納税制度につきましては、総務省より返礼品につきまして条件がつけられて、厳しくなっているところでございます。しかしながら、町財政が厳しい現状の中、国が示すふるさと納税の制度と折り合いをつけながらではございますが、返礼品につきましては今後もふやす努力を続け、少しでも町の財源確保につなげていきたいと考えてございます。

○議長（高野正君） 4番、北村議員。

○4番（北村龍二君） ふるさと納税は私も大賛成でございまして、職員の方々もたくさんふやしていただいていると思っております。

直接質問させていただきます。

1億円というのはかなり大幅なアップでございます。たしか予算20,000千ぐらいやったと思うんですが、1億円というのはかなりの大幅アップで大変喜ばしいと思えますが、何か金額的に大きな返礼品が今後出るのでしょうか。新たに出現しようとしているのでしょうか。また、1億円を目標とする、違ったそういう大量生産であるとか、でかい金額であるとかいうことが今後出てくるのであれば、お聞かせ願いたいと思えます。

2つ目は、使途を決めて募ってみてはいかがですかというところです。特定財源も視野に入れて検討していただけるということですが、町長は、先ほど答弁されました大規模災害が起こった際の復興財源として、全国におられる美浜町を応援してくださる方々からの寄附金も、ふるさと納税をしてくださる方々のご意向を鑑み、財政調整基金のみならず使途にも目標を持ってやっていただきたいと思います。

この意味は、大地震が例えば起こりました。そのときに、もちろんどこであれをするんやというたら、例えばお金の使いやすいところで使ったりするかもわかりませんが、ふるさと納税も町のためにということで全国から募っている基金でございます。したがって、金額が少ないのは重々わかっております。また、今後1億円、2億円になるのであれば、それをそちらにも使っていただきたいと思います、美浜町で貢献していただきたいと思いますという意味でございます。

3つ目ですが、ふるさと納税返礼品をふやす予定はありますかということ。総務省からの返礼品目の中で条件が厳しくなっている状況ではありますが、既存の返礼品の中には、ぱっと見た感じに、これは美浜町なんかと思うような商品もございます。微妙な商品でございます。こういう商品は、地場産業内ということで現時点ではクリアできているのでしょうか。

以上3点、よろしく申し上げます。

○議長（高野正君） 町長。

○町長（森下誠史君） 北村議員のふるさと納税についてのご質問でございます。

まず、現時点でふるさと納税が9月19日現在で14,400千ということの中で、高い目標になるのかもわからないんですけども、1億円ということで先ほどご答弁もさせていただきました。

議員もご存じのとおり、ふるさと納税で一番ピークというんですか、多い月はといたら12月というような形でございます。だから年末、お歳暮とかその辺のシーズンを一つの大きな目標としてございます。だから、そういった形を、中でも今回は台風等々の諸問題もございます。やはり果樹とか、そして海の関係、例えばお魚、そしてエビとかシラス等々いろんな形を考えて、そしてこの12月、お正月を迎えた中、いけるのではなかろうかという推測の中でご答弁させていただいております。

2番目の用途につきましての目標ということでございますが、その方向で考えていきたいなと思っております。

そして、返礼品ということでございますが、先般の野田大臣とのやりとり等々もテレビ等々も見ておりましたら、やはり返礼品ということで3割とか、そして今、議員がおっしゃられるとおり、これが本当に地場産品なのというような形のいろんな形で協議とか、また、いろんな返答があったかと思っております。

美浜町といえば、ご存じのとおり和歌山県で2番目に行政面積も小さいところでございます。そういったところで地場産品というても、ほかの大きなところとか山あり谷ありというような形と比べれば、産品等々の品数でいえば少ないのではなかろうかなと私自身も認識してございます。そういった形の中でいえば、例えば現在商品を取り扱ってくださっておる方が美浜町内に存在する方とか、その人の産品とかも現時点でいえばしておるような状況でございますので、これにつきましては、町としては現時点でいえば3割の返礼品というような形でさせていただいておるんですけども、そういったことでしていかざるを得ないということは議員もご存じだと思います。今後もそうですけれども、そういった方向で私自身は取り組んでまいりたいなと、このように思っております。

さらに返礼品の品数というんですか、その辺もふやすことができ得れば、さらに逆に議員がこんなにもあるよということで、いい意味でのご提案、ご提言をしていただければありがたいなと、このように思っております。

以上です。

○議長（高野正君） 4番、北村議員。

○4番（北村龍二君） よくわかりました。

和歌山県内の市町村での美浜町の順位的なものは、例えば何億もやっているところがいっぱいありますよね、和歌山県の中でも。これはどんな感じになっていきますか。大分下のほうなんですか、やっぱり。まだまだ頑張らなあかんという世界なんでしょうか、最後をお願いします。

○議長（高野正君） 町長。

○町長（森下誠史君） 北村議員にお答えいたします。

順位的に言えば、和歌山県全市町で30市町村がございまして、そのうちふるさと納税は21位ということでございます。

以上です。

○議長（高野正君） しばらく休憩します。

再開は14時5分です。

午後一時五十四分休憩

——・——

午後二時〇五分再開

○議長（高野正君） 再開します。

田渕議員の質問を許します。9番、田渕議員。

○9番（田渕勝平君） 9月議会に当たりまして、議長のお許しを得ましたので、通告に従いまして一般質問に入らせていただきます。

まず、1つ目といたしまして、地方創生についてお伺いいたします。

今、地方行政の課題といえば、直近の課題は別として、大きな流れとしての課題といえば人口減少と高齢化であります。これにいかに対応するかが求められております。そしてこの問題は、産業、インフラ、教育、福祉等とどの行政課題にも人口減少と高齢化が基本としてあり、全ての施策はこの課題を念頭に置いて考えていかなければならないというのが現状でございます。逆に言えば、ある意味で町長の腕の見せ所だと思っております。

さて、8月の初め、滋賀県のほうに「地方行政を取り巻く現状と地域づくり」という題の研修に参加してまいりました。講師の先生は全国市町村国際文化研究所の池田憲治学長であり、この池田学長は、研修の二、三カ月前、総務省の地域力創造審議官をしておられ、地方行政には非常に明るい先生であられました。この先生の講義の最初のテーマは「迫り来る我が国の内政上の危機とその対応」というものでありました。その中で、「若者を吸収しながら老いていく東京圏と支え手を失う地方圏」ということに対しての解説がございました。ほかにも、標準的な人生設計が消滅していくのでは。それに伴い雇用、教育の機能不全が起きる可能性がある。また、スポンジ化する都市と朽ち果てるインフラ等々の行政課題についての解説もございました。長くなりますので省略しますが、要するに2000年ごろバブルが崩壊し、高度経済成長が続くという夢から国民が覚め始めたとき、将来に横たわっていた少子高齢化という課題がいよいよ現実に起こり始めたという実感の伴う話でございます。

そのような内政の背景をにらんで2000年4月にスタートしました地方分権一括法、さらに歩みを進めて、2014年（平成26年）9月、第2次安倍内閣が発表したローカルアベノミクス、いわゆる地方創生でございます。これら一連の政策は、私が申すまでもなく、最初に挙げました人口減少と少子高齢化問題という課題への目玉になる取り組みでございます。以前、この席で、地方分権を中央集権で強制的にやろうとしているのが地方

創生であるという表現をさせてもらったことがございますが、まさしく中央が地方に方向性を明示するとともに、財源をつけて地方に行動を求めてきた地方行政支援策と言ってもよいと思います。

それに応え、我が町でも2014年、2015年の地方版総合戦略策定を初め、2016年に西山地方創生参事官を招致して本格的に取り組みがスタートいたしました。そして、少し本年にずれ込んではいませんが、関係者一同の努力の結果、当初のビジョン、プランがドゥーの段階を迎えてチェックの段階を迎えました。この今を迎えるまで、町長、西山参事官、課長を初め担当職員、また直接関係されておられる町民の一人一人に至るまで、本当にいろいろと口に出せぬご苦勞があったことは容易に想像のできるところでございます。

さきに挙げました「地方行政を取り巻く状況と地域づくり」という研修でも、地方創生が大切な取り組みであることが大きく取り上げられておりました。少し紹介させてもらおうと、本年の6月に内閣地方創生推進事務局と内閣官房まち・ひと・しごと創生本部事務局から、わくわく地方生活実現政策パッケージというものが発表されたそうでございます。それによりますと、2014年、2015年をスタートアップとして、国の総合戦略策定と地方版総合戦略の策定、次年度の2016年には地方版三本の矢として情報支援、人材支援、政策支援があり、2017年には地方創生の展開としてKPI検証、改善があり、2018年にライフステージに応じた創生の充実・強化、人・仕事に焦点を当ててと示されてございます。さらに2019年には、町に焦点を当てた政策の検討ということで、第1期総合戦略の総仕上げであり、5カ年の総点検を経て第2期総合戦略へと示されてございます。ほかにもいろいろと説明は聞かせてもらいましたが、長くなりますので省略させてもらいたいと思います。

さて、そこです。今回質問させてもらうのは、そのような政策背景があり、それに対するそのような過程を経て今があり、そしてここから先についてであります。

ここから、私の質問の趣旨を理解してもらおう意味で、少し私の考えを述べておきます。

以前、職員から出されたアイデアの中で、流木で椅子をつくり、皆が集う場づくりをしたらどうかというアイデアを取り上げて、地方創生事業には不正解はない、このアイデア全て正解だ、ただ、地方創生という目的達成までこぎつけられるかどうかだ、どのような立派で緻密なアイデアであっても地方創生の目的が達成されなければ何の役にも立たないという意味のことを発言させてもらったことがございます。私は、今もこの考えには変わりはありませんし、今後も変わることはないと思ってございます。したがって、今、町が取り組んでいる政策も正解だと思っています。

担当者が発案し、最高責任者である町長が承認し、町的意思決定機関である議会が可決したことは町の意味であると思ってございます。問題があれば、議員である私も含めた町全体の責任であり、関係職員だけの責任だとはゆめゆめ思ってはございません。頑張ってくればよいということでございます。

その地方創生の取り組み、最近、計画が形として見えてまいりました。いわゆるプラン

がドゥーという経過を経ることによってチェックできるところまで見え始めてきた。さらに少し言えば、インプットがアウトプットとして見えてきたので、レストランのメニューがどうの、接客がどうのという声が聞かれ始めました。

しかし、誤解を恐れずに言えば、そんなことはどうでもよいのです。ここで質問したいのは、さきにも言った地方創生の目的が達成できつつあるかであります。

幸いにして、この政策にはKGIというゴールを計画の時点で明記することが求められていました。その目的を掲げて中央より財源をいただいているのであります。言いかえれば、国に提出したKGIが現実化するかであります。

そこで質問です。

町長は、我が町の地方創生の目的は順調に達成しつつあるとお考えか、さらにいえば、国に提出したKGIは順調に現実化しつつあるのか、見解をお伺いいたします。

次に、世の中、何ごとも当初の思惑どおり進むものではございません。思いもよらない問題が持ち上がってくることも当然考えられます。そこで、当初予測していなかったこと、ここに来て目的達成の障害になりそうな課題が見えてきたというものがありましたら、議会も含め町全体で取り組んでいかねばならないことと思いますので挙げていただきたい。要するに、問題は起きていないのかということでございます。

さらに、国の絡みも含めて、来年2019年度、第1期の総合戦略の総仕上げとしてどのようなことに本年は取り組んでいくのか、なるべく具体的に挙げていただければと思います。

さらに、この5年間の総点検として、2020年度以降の第2期総合戦略への構想を述べていただきたいと思います。

以上、ご答弁よろしく願いいたします。

○議長（高野正君） 町長。

○町長（森下誠史君） 田渕議員の地方創生についてのご質問で、1つ目が我が町の地方創生の目的は順調に達成しつつあるか、KGIは順調に現実化しつつあるかにお答えいたします。

議員おっしゃるとおり、地方行政の課題といえば少子高齢化であると認識してございます。また、地方創生の目的はまさに人口減少対策であると考えてございます。

美浜町が現在掲げている最終的な目標は、2060年に人口5,000人をキープするという目標になりますが、2019年度までの5カ年計画での目標値KGIは、2020年の人口約7,200人という目標となっております。それに対しまして2018年の人口は7,400人であり、直近の傾向は毎年100人程度の減少となっていることから、目標に対する大きな差異は出ないと考えてはございますが、今後、5年ごとのますます厳しくなる人口目標を達成するためには、現在効果が出ている施策のさらなる推進及び拡大、また、新たな施策の実現等に知恵を絞っていかなければならないと考えてございます。

2点目でございます。要するに問題は起きていないのかにお答えいたします。

人口減少という非常に大きな課題を解決するためには、行政だけの取り組みで達成することは非常に困難でございます。住民の方々にご理解、そしてご協力をいただきながら、美浜町全体で取り組む必要がございます。現在、新浜地区、吉原地区、三尾地区で官民協働での地方創生プロジェクトを行っておりますが、まだまだ地区全体で参画していただいているとは言い難い状況でございます。

3点目でございます。第1期総合戦略の仕上げとしてどのようなことに取り組んでいくのかのお尋ねでございます。

これに関しましては、現段階では先ほど申し上げました現在掲げております2つの地方創生プロジェクトを確実に推進していくことを最重要課題として考えてございます。

4点目でございます。第2期総合戦略への構想についてお答えいたします。

現在取り組んでいます地方創生プロジェクトでは、子育て対策など若い世代が安心して暮らせる施策が必要と考えてございます。人口減少対策の大きなポイントは、若い世代を美浜町に呼び込み、出生数をふやすことにあると考えてございます。そのための施策に知恵を絞りながら考え出し、確実に実行に移していくような体制を構築していく必要があると考えてございます。

○議長（高野正君） 9番、田淵議員。

○9番（田淵勝平君） 1つ目の順調に進んでいるのかということ、町長はさきの総合戦略の人数を挙げて説明してくださいました。まあ順調である。

しかし、私、以前にもこの席で指摘させてもらったと思うんですけども、この数字というのは、我々ここに座っている間というのは楽にできるような、要するに合計特殊出生率、最初のうちは低いんですよ。2025年以降には2.10というようなとてもない数字を出している。今、世界の中でヨーロッパみたいにあれだけ福祉を達成したのに1.7とか1.8、ただアメリカ、あそこが2.1くらいはあったように思います。しかし、先進国と言われる中で2.1というような数字を想定できる場所というのは本当はないと思います。その意味では、現在、先ほども中西課長に美浜町の今の人口は何人かお伺いしたんですけども、町長がおっしゃるように、確かに2020年程度の7,206人ですか、これは達成できておりますよね。しかし、ここから先、この計画というのは非常にトリックが隠されているように思います。

その点について町長、そんなことはない、これはだんだん成果が上がってくるんで達成できるんやというお考えなら、そのことについて今達成されているというのならひとつお答えいただきたい。

それから、その数値だけを出して地方創生がうまいこといっている、確かに地方創生の中で人口問題、少子高齢化問題というのは非常に大きなメインでございます。しかし、その数値だけを出して本当にキーゴールインジケーター、いわゆる到達目標というのは達成されていると考えるか、ちょっと私は甘いように思うんですけども、町長の見解をお伺

いたします。

それからいま一つ、次の質問でしたけれども、今その問題が持ち上がっているのか持ち上がっていないのかという話です。町長は、住民の理解がもう少し足りんのやないかというような話があります。しかし、今ここでこの質問をする理由というのは、問題が起きているんだったら早いうちに解決しなくてはいけないよと、そのためには議会にも責任がありますよと、だから教えてくださいと言っているんです。そこで、住民の方のご理解、ご協力をいただけないきゃならない、これは問題が起きていることになるんですか、起きていないことになるんですか。なら、もう少し、こういうことをすれば住民の方のご理解を得られる、ご協力を得られる、その方法、手法をこういう課題があるんで議会でも考えてくださいよと、いわゆる反問権でもいいですから、あんたらに頼むでという話があったら委員会でも答弁しますので。町長の答弁だったら住民の何が足りんのよというだけで、本当にできているんやできていないのやわからんというのが正直なことなんです。

それから、最後に第1期の総合という意味ですけれども、私が研修を受けてきて聞いてきた範囲では、2019年、5年目は、いろいろあるんやけれども、町に焦点を当てた文章でも言いましたけれども、5カ年の総合点検を経て第2期総合戦略を立てるための材料をきちんと2019年度にそろえなさいと。それから、2020年の目標として、キーパフォーマンスインジケータ、細かい話じゃなくて、第1目標として地方に仕事をつくること一つ、それから2つ目として、地方への新しい人の流れをつくる、これは地方創生でありましたよね。東京一極集中をそこで地方へ流れるという話がありましたが、この流れをつくる。3つ目として結婚、子育ての希望の実現、4つ目といたしまして町をつくる、細かいことを言い出したら長くなるし、時間も40分で限られているので省きますけれども、私が研修で受けてきた中では、2019年度はこういうことをして2020年度はこういう計画をして、そこから先、第2期に進むんだと、もっと明確だったんです。頭も余り賢くないんで細かいことを聞いたら私もわからんねんけれども、少なくとも、ああそうなっているんですかというようなはっきりした目標だったんです。

したがって、2019年度から、またその次に2020年度以降というものについては、町長はどんなに説明を受けてどういうことを今年やって、来年どんなにしよう。今言うたように、私はこういう説明を受けてきたんですけれども、町長はどんな認識をしておられるのか、また、どういう話を聞いておられるのか、その点についてご答弁をお願いします。

○議長（高野正君） 町長。

○町長（森下誠史君） 田淵議員の再質問でございます。

本当、地方創生総合戦略ということで議員おっしゃるとおり非常に難しい問題でありまして、執行部、そして議会ともどもいろんな形で本当、真摯に向き合って今後とも進んでいかなければならないかなと、このように思っております。

議員おっしゃるとおり、特殊出生率、これができるんかいよというような形で初めのご

質問であったかと思えます。例えば昭和20年というような形のときでしたらば、特殊出生率等々もたしか3もしくは4だったと私、記憶してございます。それが果たしてどうなのというたら、議員おっしゃるとおりでございます。

ただ、本当に厳しいというのは私自身も認識をしておる中で、以前もご答弁させていただいたかと思うんですけれども、和歌山県はご存じのとおり30市町村ございまして、2017年4月から3月の中で和歌山県で市町村の人口の増減等の順位ということで出てございます。そういった形でいえば、本当に議員、そして地方創生等々も功があったのかなと私自身が思うてございますのが、人口の増減率ということでいいますと、美浜町がもちろんマイナスでございます。ただ、30市町村で上位から8位というような形でございます。それとか、市町村の出生数の順位ということで、人口が1,000人当たりで、もちろん分母がありまして分子ということで、1人、2人の分母が小さいんで、分子がポツとふえたらその分が上がるかと思うんですけれども、それで美浜町の出生率の順位でございますが、1位が昨年でございますが日高町でございます。人口的には1,000人当たりで10.72人ございまして、減らないか、もしくは上がっています。そして上富田町、岩出市、続いて美浜町が4番というふうな形になってございますので、この辺も一つの明るい材料ではなかろうかなと私は思うてございます。

ただ、これでもうあぐらをかいておるような状況ではございません。本当に喫緊の課題でございますので、今後ともそうなんですけれども、人口、そして高齢化というような形の中で真摯に取り組んでいかなければならないのではなかろうかな。その辺につきまして、議員も滋賀県のほうで研修もされてございます。いろんな形でお教えもしていただきたいなど、このように思うてございます。

○9番（田淵勝平君） 問題になるのではないかと。

○町長（森下誠史君） これにつきましても、以前もご答弁させていただきましたが、地方創生ということで、特に松原地区と、そして三尾地区ということでいえば、本当に緒についたところではなかろうかなと思っております。

まだまだ住民にしても、私の同級生等々もそうなんです。あそこに何か建っているけれども、あれ何よというふうな形の認識の人も中にはいらっしゃいます。三尾なんかでも、議員の質問の中でもそうですけれども、お料理ももう少し多いほうがええん違うかとか、その辺のご意見等々も聞いてございます。私自身がそこでお話させていただくのは、やはり地方創生ということでいえばみんなで作っていくのが私は大事ではなかろうかなということでお話もしてございます。

問題があるのかなかろうかということでございますが、やはり認知度、そして住民の参画ということでいえばまだまだ弱いし、みんなで育てていくということでいえばまだまだこれからではなかろうかなと思っております。いろんな議員の人の和があろうかと思えます。それで、いろんな意味でお声かけとか、またいろんな形でご協力を願えればなど、このように思うてございます。今後ともよろしくお願い申し上げたいと思えます。

第2期の総合戦略の構想ということでございますが、何はともあれ人口だと私は思っております。人口ということでいえば、私、前年でも申し上げましたとおり、若い世代の方々にいかにして私どもの町に来てもらえるか。そして、それプラスアルファでいえば、ご結婚されて、できれば出生数をふやしていただきたい、この辺も大きな要因ではなからうかなと、このように思っております。これに関しましても、議員がいろんな形で造詣が深くございます。その辺につきましても今後ともいろんな意味でご指導、またご鞭撻もいただければなと思っております。

以上です。

○議長（高野正君） 9番、田渕議員。

○9番（田渕勝平君） 町長がおっしゃられるように、確かに人口がそういう数値を示しておりますので、地方創生の成果としては上がっているのではないかと。私もその点は、比例するんじゃないんです。総務省の数字でも随分下がっている8,300人で抑えられているというのは、やっぱり進んでいると思うんです。でも、増田レポートの話も前の一般質問でさせてもらいましたけれども、美浜町は位置的に非常にやりやすいところなんです。奥のことを思ったら、それくらいの数値ははじき出せて当然だと私は考えております。

私の昔からの持論ですけれども、皆さん一遍考えてみてほしいと思うんです。今の町長とか我々の責任というより長い美浜町、過去からの話。国道ができるときに、美浜町と御坊市の境へ国道ができてたらという話、大分変わっていると思いませんか。そして、道路をつけるときに、今やっとオークワのところからうちとこの前を通ってつけて、橋ができると。あの中央の玉置和郎さんが参議院から衆議院にかわるといふときに成瀬さんがしておりました。あのときに、玉置和郎さんが塩屋へ当初インターをつくる予定を野口へつくらん、町を過ぎてからつくったら絶対あかんと私は言うてここに作るんやと、はっきり、できる前に明言しておりました。成瀬さんと玉置さんは非常にお友達でした。野口につくるんだったら、あそこから今のオークワのど真ん中を突き抜いて三尾まで真っすぐつけたら、全然話が変わっていたと思うんです。そして、もう一つ理想を言えば、今の浜の産業道路を立派にして、それで天田橋の前へ湾岸の橋をかけて南へ行く道、いま一つは和歌山のほうへ行く道、この横の道をつけていたら、今の3つ目の質問にあります、再質をもらっていますが、財政力指数が随分変わったと思います。そういう前提があつての今のまちづくりなんです。

そのことから言うたら、美浜町というのは人口が今7,300あつても決して僕、不思議じゃないと思うんです。条件としては整っております。でも、私が言っているような昔からの話があつたとしたら、どこかで美浜町は失敗しているんでしょうね、昔の政治家が。でも、我々が与えられたお互いに条件なんですから。その条件の一つとして言っておきます。以前も言いましたように、2.1というような合計特殊出生率は絶対無理。田渕がこの議場で無理と言い切ったということを覚えておいてください。今は2.1というような数字を出していないですからそれでいいかも知らんけれども、真面目に政治というものを

考えたら、2.1 というような数字は絶対にもってきえへん。その減っていく中で何をやるかなんです、今の国道をつけるなりという話。まず1点、これは答弁結構でございます、私の考えなんです。

町長にご答弁をお願いした、みんなで作っていく、みんなで作るためには何が必要かわかりますか。余り時間をとりたくないんですけども、これも、前にここで言うた話を例にとりて言います。

今、国会議員、民主党の何でなっている逢坂という北海道ニセコの町長、あの人は職員から町長になって国会議員になった人。あの人の研修を受けたときに、皆さん今からニセコの福祉についてご指摘願いたい、こうおっしゃるんです。何のこっちゃわかりませんよね、ニセコの話なんか。そして黙ったら、あなた方は日ごろからそういう仕事に携わっておられる方なのに、どうして発言できないんですかと、こう聞かれたんです。それは、ニセコに対して情報がないからでしょうと。私がここで、ニセコには福祉にこれだけ使っております、高齢化率はこうです、こんな作業をしております、そう言ったらあなた方、それはええ、それが悪い、いやこうしたほうが良いと意見が出てくるんじゃないんですかと。

住民の協力を得られないのは情報が住民に行き渡っていないんですよ。一つ裏返せば、アカウントビリティ、情報公開されていないんですよ。住民の協力が欲しいんだったら、それだけの分情報公開するという努力をせなしたら、絶対に住民の協力は得られません、同じ目線で。このことについて、もう20分と出たんで余り時間をとれんのやけれども、このことについてのみ、今のことについてご答弁願います。

○議長（高野正君） 町長。

○町長（森下誠史君） 田渕議員にお答えいたします。

その辺も含めて、今後もそうなんですけれども、特に担当課と協議して前向きに進めてまいりたいと思います。

おっしゃるとおり、情報開示とかいろんな形で情報を知っていただくということは、これのみにかかわらず、いろんな形で私自身は大事だと認識してございますので、今後とも、田渕議員、そうなんですけれども、議員がニセコのお話もございました。そして滋賀のお話もございました。いろんな形で、議員の持つておる知識だと思いますけれども、それにつきまして議会で、質問もそうなんですけれども、逆にまたいろんな形でその辺はご教示というんですか、教えもいただきたいなということを私自身の希望としてここで述べておきたいなと、このように思います。

以上です。

○議長（高野正君） 9番、田渕議員。

○9番（田渕勝平君） 2つ目の質問に入らせていただきます。行政評価のことでございます。この質問は簡単にさせてもらいたいと思います。

さきに紹介した研修とは別に、7月25日、26日、「自治体決算の基本と実践」という題の研修を受けてまいりました。副題は「～行政評価を活用した決算審査～」であり、

講師の先生は関西学院大学教授であり経済学博士だそうです稲沢克佑先生が全講義の時間を担当するという研修でありました。

この研修を受けるに当たっては事前課題の提出が求められておりました。町の決算についてのこともあり、総務課長の野田課長にもお世話になり提出いたしました。その事前課題の中に、講師に対する質問があればご記入くださいという項目がございました。そして注意事項に、なお研修中には質疑応答の時間は設けておりません、いただいたご質問については講義時間の中で講師から回答いたしますと書かれておりました。

そこで、私はこのような質問を書いて提出いたしました。過去、平成28年7月13日から14日に稲沢先生の研修を受け、それ以来、行政評価の必要性を一般質問等を通じて訴え続けてまいりました。その結果かどうかは不明ですが、本年7月4日に行政評価について、議員、全職員を対象とした2時間程度の研修会が開催されることになりました。我が町で行政評価の研修が行われるのは初めてのことであります。講師の先生は、株式会社ぎょうせいの主任研究員三留敏明先生でございます。今後、一議員として町に行政評価を定着させるために努力するべきことについてご指導をお願いいたしますと記入いたしました。

当然、回答は講義の場でありました。このような話でした。今回、皆さんから提出していただいた事前課題の中で、うれしいことがございました。質問の中で、以前私の講義を受けていただいた方が、その後、町に帰って行政評価の必要性を訴えてくださった。その結果として、町で行政評価の研修会が開かれることになったということを書いてくださった方がおられました。そのようなことは、講師としてこの上ない喜びとするところでありますとのことでございます。

私は、他の方の事前課題も配付されておりましたから、どのような質問があるかは一通り目を通していましたので、私の質問であるということは理解できていました。そして、一議員として今後の取り組みについての答えを期待いたしました。ところがです。その後、何ごともなかったかのように次の講義に移ってしまわれました。私は、ええっであります。後で考えたら、そんなわかり切ったことを聞くなということなのかもしれません。

そのようなことがあり、今回の質問を行うものでございます。

以前、私は、森下町長では行政評価は無理だと言いました。それは、書面ではPDCAと頻繁に出てはくるが、行政評価の取り組みを伺うとPDCAそのものの意味がおわかりでないと思えないご答弁ですし、その必要性も感じておられないご様子。私としては、ストレートに行政評価の必要性を聞くのは、そんなことも知らんのかと上から目線になりたくないの、長計や行政改革の部分を取り上げて遠回しに聞いていたのでございます。毎回、外れたご答弁を繰り返し、あげくの果てに、余りマニアックなことを求められてもとのこと。一体、うちの町の執行部は何を考えてPDCAとのたまうのか、その思いからそのような発言をいたしました。しかし、町長は冷静に、今後ご指導をお願いしたいとのご発言。考えたらそのとおりだとも思います。

そこで質問いたします。

お伺いしますが、過日、ぎょうせいの三留先生の研修をお受けになられました。行政評価全体像もおわかりになられたと思います。また、PDCAの考え方、取り組み方もおわかりになられたと思います。また、事務事業評価なるものも見られたと思いますし、評価数値の考え方、また評価値のつけ方もご理解されたと思います。

そこでまず、この研修を受けられて今後どのように取り組んでいこうというお考えなのかをお伺いします。講師先生が講義の中で言われたそうですが、昔は行政評価の研修は多かったが最近では行政評価の研修は少なくなったとお話を聞いて、もう行政評価は時代おくれというお考えでも結構でございます。今後の取り組みについてのお考えをお伺いします。

以上、ご質問いたします。

○議長（高野正君） 町長。

○町長（森下誠史君） 田淵議員の2点目でございます。

行政評価のご質問で、行政評価研修を受けて、今後どのように取り組んでいこうと考えているのかにお答えいたします。

今回の行政評価研修で先生がおっしゃっていた行政評価の目的である、1つ目が事務事業の見直し、効率性の向上、2つ目が職員の意識改革、3つ目が住民への説明責任の確保の3点は、昨今の厳しい財政状況の中ではどれも非常に重要な点であると考えてございます。この難局を美浜町全体が一体となって官民協働で乗り切っていくためには、行政評価を行っていくことは大切であると考えてございます。

○議長（高野正君） 9番、田淵議員。

○9番（田淵勝平君） 最近、議運を開いたときに必ず議長がおっしゃることがございます。明瞭な、明快な論拠を示して簡潔に質問願いたい。議長は議員ばかり責めるんですよ。私、ちゃんと、今皆さん、質問文を再度読んでくださったらご理解と思うけれども、研修を受けて今後どんなに取り組んでいくんですかという単純な質問なんです。

町長の回答は、1、2、3、この3つが必要というて、それは行政評価の重点目標じゃないんですか。行政評価を聞くのも長計等と、この間、直近でつくった介護保険の中에서도PDCAサイクルを回しますと。PDCAサイクルを回してやると言うから聞いているんですよ。行政評価を取り入れてPDCAサイクルを回すだけでどんな成果が出てくるんですか。あるんだったらお伺いしたいものです。

それから、これは町長、ちょっと注意して聞いておいてほしいと思うんです。役場全体の仕事がありますよね。行政棚卸し云々というようなことをするらしいですけども、町長とか副町長、もしかしたら教育長もそうかと思えますけれども、ここら辺というのは基本目標とか基本施策をつくるんですよ。町長の場合だったら「感動のみはまは笑いと元気から」、これが町長の基本目標でしょう。それは各事務事業から見てみても、全体に暗闇のところを灯台のように示すので、あっちを向いて進んでいこうということでしょう。

その哲学的な言葉になるようなスローガンに対して、各課長は、住民課は住民課、教育は教育関係で、町長が何を示唆しているんかということをしかりと考えて、こういう取り組みをしようかという目標を立てるわけでしょう。要するに、町長は基本目標と基本施策、いわゆる政策というものをきちんと出したら、あとは、うちこは部長がございませんで、課長がその仕事をせないかんとおもいますけれども、いろいろな施策体系をつくって、こういうことで町長の笑いと元気を達成しようとするわけでしょう。そして、その中に事務事業があるわけですね、一つ一つの細かい。それに対しての事務事業評価というのが存在するんでしょう。それが大体、行政をいかに考えていくかという基本的な、これは別に、PDCAというか行政評価というものを考えても、基本的にはこの形でしょう。

ならば、何を質問したいのかというと、行政評価、こんなの大切ですよと言うんじゃないしに、町長は、私のスローガンはこうだと、君たちは私の言っていることをこうしてほしいんだと、町長、ちゃんと政策を職員、課長、ここは部長がないんで、職員の方に理解できるように説明しておりますか。先ほどのニセコの逢坂町長の話じゃないけれども、これこれしかじかこうやから情報を流すことを基本とするんやというような、ごめんなさい、10分も過ぎたんで、余り今のご答弁に対してああじゃない、こうじゃないと、最初の質問にも論拠のないご答弁をしてくれたんで、もうそれ以上言っても突っ込んで仕方がないと思うので、私の考え方を言いますけれども、町長は一つだけご答弁願いたい。

町長は、自分の「みはまは笑いと元気から」とどういふ発信をされているんですか。町長は時間をカウントされんで、1時間でも結構ですからしゃべってください。

○議長（高野正君） 町長。

○町長（森下誠史君） 田淵議員のご質問にお答えいたします。

まず、私自身は「感動のみはまは笑いと元気から」ということで、議員もご存じのとおり、例えば行政、役場でもそうなんですけれども、本当にフラットというか敷居のない町づくり、そして住民参画の町づくりというような形でご答弁をさせていただいてまいりました。今後もそうなんですけれども、そういった敷居の低い、そして住民参画、そして笑いのある地域づくりという形が私の広義な答弁でございます。

先ほどの田淵議員の行政評価ということですが、私自身は、この中で行政評価の目的、そして効果ということでご答弁もさせていただいてございます。どういった形で行政評価を成功していくのということですが、こういった行政評価をしていくという形の中でいえば、議員がおっしゃるPDCAサイクルの導入とか、そして職員の意識改革、そういった形がひいては自分たちのためというふうな形の中で考えながら、今後もそうなんですけれども、行政評価ということを取り組んでまいりたいなど、このように考えてございます。

また、議員がいろいろな形で提言していただいております当町の主要施策の成果ということに関しましても、私自身は行政評価の一つではなかろうかなと、このように思っております。

以上です。

○議長（高野正君） 9番、田渕議員。

○9番（田渕勝平君） 10分しかないんで次に移りたいです。

その前に、きょうは持ってきたんですけれども、30年度、これがありますよね。町長のやつは4年に1回まとめるんで、この文書全部、町長の所信表明を全部分解してつくったのは私なんです。だから、何を言っているかわかります。しかし、ここへ書かれているのを見たら課長が一生懸命苦労して書かれているだけで、結局、町長の発信が明確でないんですよ。町長の発信が各課長に明確でなかったら、各課長は住民に対しても課員に対しても明確にはとても伝えられません。

ただ、おっしゃるように、住民参画型行政という基本はこの1点です。逢坂町長、今、国会議員が言われたように、自分の発信が明確であつたら課の発信も部下に対して明確、それは全町民に対して明確になっていく、それがアカウントビリティー、説明責任という根源だと思います。この答弁はもう結構ですので、どうしても伝わらんのかなと思います。

次に、経常収支比率と財政力指数という質問に入らせていただきます。

9月議会といえば、昨年度の決算審査があるとともに、決算を受けて来年の予算を考える時期でございます。したがって、来年以降のことをにらんでこの質問をさせていただきます。

まず、昔、未整備のインフラ等多くの課題があり、そこに豊かな財源があり、どんどん整備していた時代、いわゆる経済成長が順調な時代は、当然財源があり、投資的経費が大きくなりますので、経常収支比率は低い数値を示すのは当然でございます。

しかし、昔に比べて一通りインフラ整備等ができ上がると、経常収支比率が高い数値を示すのは当然のことと考えております。したがって、75%が理想というような昔の数値を要求するつもりは全くございません。

しかし、経常収支比率は、森下町長が町長になられて高い数値を示すようになりました。確かに、社会保障関係費や賃金、需用費、委託費など物件等が増加し、分子が大きくなる傾向にあることは理解しております。さらに、経常収支比率の分母となる町税など、一般財源が伸び悩んでいることも理解します。

ですが、そこで、ここ何年か予算を組むに当たり、枠配分方式によりマイナスシーリングで予算を組んだとの解説がございました。私からいえば、枠配分方式による3%マイナスシーリングというのは3%住民サービスを低下させた予算と理解しております。

経常収支比率を下げますが、分母になる経常経費は、マイナスシーリングといっても簡単には切れません。この世の中で、単純にマイナスシーリングといって一体何をマイナスにしているのか、どうも全体像が見えないというところが正直なところでございます。これは、私のみではないと思います。全議員もそのように、何を一体マイナスにしているのか理解できていないと思います。

そこでお伺いします。

そのような中で、分子を小さくするために社会保障費、賃金、需用費、委託料、補助金等々どのようなところをどのように見直しておられるのか、お聞かせください。また、来年度をにらんでどのような予算を考えておられるのかをお示しいただけたらと思います。

これは、簡単にはいきません。長い目で見ればこれを支えるのは、何といても産業でございませぬ。産業があれば人口も維持できます。そこで、財政力指数を大きくする工夫でございませぬ。29年度0.3といえば、昨年度に続きかろうじて3割を維持しております。この数字は、近隣町に比べてそんなに悪い数字とは思っておりませぬ。通常、市と言われるところの財政力指数は平均して町村よりも高い数値を示しています。それは、産業がそこにあるからでせぬ。美浜町は、御坊市に隣接している中で御坊市になっても不思議のない位置にございませぬ。そのことから考えますと、もっと高い数値を示しても不思議ではないと以前から考えております。

もちろん一朝一夕にはいかないのはわかっておるつもりでございませぬ。そのような中で、経常収支比率の分母を大きくする工夫、また、財政力指数を大きくする工夫をどのようにして心がけておられるのか、お聞かせください。

以上、ご答弁よろしくお願ひします。

○議長（高野正君） 町長。

○町長（森下誠史君） 田淵議員のご質問で、経常収支比率と財政力指数の中で、1点目が、難しい質問だと思ひますが、そのような中で分子を小さくするために社会保障費、賃金、需用費、委託料、補助金等々どのようなところをどのように見直しておられるのかお聞かせくださいでございませぬ。

一般財源枠配分方式とは、一般財源を各課に配分することにより、その範囲内で各課が自主的に予算編成する方式のこととございませぬ。また、3%マイナスシーリングでございませぬますが、給料、職員手当などの人件費、地方債の返済に要する償還金利息、社会保障関係経費に係る扶助費など一部の経費を除いた経費を対象とし、各課に配分した一般財源を一律に3%控除するものでございませぬ。

平成29年度当初予算におきましては一般財源枠配分方式、そして3%マイナスシーリング、その両方を導入し編成し、平成30年度当初予算におきましては一般財源枠配分方式のみを導入してございませぬ。

2点目でございませぬ。来年度をにらんで、どのような予算を考えておられるのかお示しいただけたらと思ひますのご質問でございませぬ。

平成31年度当初予算におきましては、来年2月に町長、そして町議会議員選挙が控えていることから骨格予算での編成となりますので、一般財源枠配分方式、そしてマイナスシーリングの導入は困難であると考えてございませぬ。なお、選挙終了後、新しい町長のもと、肉づけ予算が編成されることとなつてございませぬ。

3つ目でございませぬ。一朝一夕にはいかないのはわかっているつもりです。そのような中で、経常収支比率の分母を大きくする工夫、また、財政力指数を大きくする工夫として

どのようなことを心がけているのかでございます。

議員おっしゃるように、税収などの経常一般財源の増加がなかなか見込めない当町の状況を考慮いたしますと、経常収支比率を改善していくことや財政力指数を高めていくことは非常に困難であると認識してございます。そのような状況で当町ができることということでございますが、やはり経常経費の削減しかないかなと思ってございます。行き過ぎた経費削減は、議員のお言葉にもございます住民サービスの低下を招くことにもつながるかもしれませんが、当町の身の丈に合った行財政運営を行っていくことが、持続可能で安定的な行政サービスの提供につながっていくのだと考えてございます。

○議長（高野正君） 9番、田淵議員。

○9番（田淵勝平君） 5分のカードが出たんで簡潔になるべくします。

1つ目の分母を小さくする方法をどうしているのか、ちょっと細かい議論になると思うんで、もうこれは無理でしょうね、議論するのが。

2つ目、したいところだけに集中します。

31年度当初予算においてはどんなにするのか、町長の答弁では、選挙があるんでそれは新町長やと。それはちょっとないんやないんですか。現職が来期も出馬すると言っているんですよ。新町長がつくるって、次期当選したらこんなことをしたんや、こんな欠点がここ2期の間にあったからこんなことをしたいんだという発想はないんですか。それが無いとしたら、そういう予算を考える意欲はないけれども町長にだけはなりたい、そんなにとられますよ。ですから、こういうことをしたい、こんなところはこうしたい、そのことをもう一度言ってください。そうでなければ、町民というんか、議員も含めて、次に考えようでは愚弄したことになるかもわかりませんよ。

それからいま一つ、ちょっと省略します、思っていたより時間が足りんよって。

2つ目、経常収支比率の話です。減収補てん債の特例の話がございまして。27年度ですが、経常収支比率が91.7でした。しかし、特例債を入れたら95.9ぐらいになったと思います。今回96.0になっています。これ、減収補てん債、特例債を入れたらどのくらいの数字が出るんか。それから、96になった理由というものをお示しいただきたいと思います。

最後に、町長にクイズを出すんやないですけども、愛知県に飛島村という村がございまして。この間研修に行ったとき、高速道路の中からああここかと思って見たんです。ずらっと倉庫群が並んだところ。財政力指数が2.5から2.7ぐらいあるところ、日本で一番この村というのは財政力指数が高いんです。

いま一つ、北海道に、水際地雷の訓練をやっていた天塩の裏側に猿払村という村がございまして。ここは財政力指数0.17、片一方は2.7です。多い方がいいと思いますよね。どちらを目指しますか。

○議長（高野正君） 町長。

○町長（森下誠史君） 田淵議員にお答えいたします。

まず、田渕議員の再質問の中で、31年度ということをもっときちっとせよというご質問であったかと思えます。

ここでご答弁ということですが、私自身、まだどうなるかわかりません。そういった形でいえば、本当に私自身こうしていきたいよということは、平成31年度に向けましてはおこがましいということで、ここではご答弁を差し控えたいなど、そのように思っています。

続きまして、不交付団体と交付団体という形の中でどうするんよという形でございます。本当に全国でいろんな形の財政力指数等々ございます。不交付団体、全国で少なからず、3桁少し下、77ございます。でき得ればそのほうがありがたいんですけども、なかなか地理的条件、そして諸条件等々もございます。いろんな形で難しいなというのが現状でございます。

議員おっしゃるとおり、いろんな形で産業の今後の発展ということは私自身はすばらしいことだと思いますし、そして少子高齢化、また就業者数の増ということも結びつくのではなかろうかなと思っております。この辺に関しましても、また議会終了後でも結構でございますので、議員のいろんな形のご提案というんですか、ご提言ということで、またお示しただけいたらありがたいなど、このように思っております。

私自身は、不交付団体、そして交付団体でいえば、いろんな地域、そして町があろうかと思えますけれども、その地域その地域でいろんなことで皆が必死こいて、そして汗をかいている、そして住民のため、村民、町民のためという形の中でやっている、その辺の気持ちを考えたら、両方ともお気持ちは一緒ではなかろうかなと、このように思っています。

以上です。

○議長（高野正君） 9番、田渕議員。

○9番（田渕勝平君） ちょっと今の町長のご答弁、理解できないところがあったんです。96になった理由とか……。先に言ってくれますか。

○議長（高野正君） 総務政策課長。

○総務政策課長（野田佳秀君） お答えいたします。

経常収支比率についてですが、これは臨時財政対策債を含んでの経常収支比率ということでお答えさせていただきます。

平成29年度につきましては96.0%です。平成28年度については91.7%ということで、4.3%の増となっております。

歳入全体での経常一般財源についてですが、21,416千円の減となっております。主な理由といたしまして、地方交付税で33,532千円の減ということになってございます。

歳出についてですが、経常一般財源で84,143千円の増となっております。主な理由といたしまして、特に人件費なんですけど、28,111千円の増となっております。こ

の分については、県からの指導によりまして、介護保険の特別会計の介護予防費で予算計上していた職員2名分を一般会計の地域包括支援センター費へ振替したことによるものでございます。また、特会への繰出金についても、繰り出し基準の見直しによりまして、昨年度までは臨時的な経費で計上していた経費が今回からは経常的な経費に振りかわったということで、19,572千円の増加となっております。また、扶助費でも各科目においてふえてきておりまして、9,983千円の増となったことによるものでございます。

以上でございます。

○議長（高野正君） 9番、田淵議員。

○9番（田淵勝平君） 今の課長が説明してくれた、ちょっと頭が悪いんで全てよう記憶せなんだですけども、また決算がございまして、その中で改めて質問させてもらいます。

ただ、課長がそんなにおっしゃられるそういう立場というのは、そこで見て、課長は経常収支比率というのはどのくらいのパーセンテージ……。75が理想とは申しません。私、これ講師の先生に聞いてみたんです。それで回答は伺ったんです。総務課長はどれくらいの数値を我々は目標にすべきか、課長の見解をお伺いいたします。

それから、最後の質問というか、町長に財政力指数が2.5から2.7あるような飛島村、これ全国トップ。それから0.17しかない猿払村、どっちを目標にするのか、町長の答弁でどっちを目標にしたんかわからん。ただ、財政力指数が高いほうを求めているというお話でした。

北海道の猿払村、住民の1人頭の所得、全国でずっとトップを走っているのは東京都港区です。2番目は東京都千代田区です。3番目が猿払村なんです、ホタテの養殖で。確かに夕張とかなんとか背景があるんで急には変わりません。そんなこと無理な話なんです。でも、最終的に経常収支比率も何もかも町は何とかやっていたらいいんです。その中で住民がいかに、猿払村なんか八百何十万、住民1人当たりの収入があるそうですよ、ホタテが中心で所得。一遍、所得ランキングでネットでひいたらすぐ出てきますので、見てみてください。我々はやっぱり、飛島村もいいですけども、役場の職員は楽でしょうね。でも、猿払村を目指すべきだと私は考えております。

時間超過しまして申しわけございません。以上で一般質問を終わらせていただきます。

○議長（高野正君） しばらく休憩します。

再開は15時20分です。

午後三時〇七分休憩

——・——

午後三時二〇分再開

○議長（高野正君） 再開します。

6番、繁田議員の質問を許します。6番、繁田議員。

○6番（繁田拓治君） とうとう最後になってしまいました。

9月5日に告示予定がありまして、4日の台風で延びて、またきょうは朝からのやつ、きのうの台風でまた延びました。

それでは、議長の許可を得ましたので、通告に従い一般質問をさせていただきます。

1つ目、学校教育について。

学校教職員現場では教職員の長時間労働が問題になっている中で、近年、中学校の部活動指導の過重負担が指摘されています。学校現場では、部活動指導に関しては人材不足であることは確かであります。松洋中でも同じことが言えると思われまます。人口減少により、この10年間でも生徒数は大きく減少し、存続が危ぶまれる事態に至っているところもあるようです。維持するために他校との合同チームで試合に臨んだりしております。保護者の中には、指導者のいる学校に越境入学をさせている現実もあるやに聞きます。

夏の大会を観戦に行きました。野球の試合では、両チームとも合同チームで、4種類のユニホームを着て試合に臨んでいました。現在の状況を見ますと、ほかの学校よりは指導者にも恵まれ、うまく運営されているように見受けまます。専門外で不得意な部の顧問を担当している職員もおられるのが現状であります。

また、部活動指導の過重負担が指摘されています。今年度から外部指導者を招き、部活動指導を担う教員の負担軽減を図っているところでもあります。

そこで、2点質問をいたします。

1点目、進捗状況、効果等についてお聞かせください。

2点目、国からの補助金については余裕があると思いますが、増員は考えていますか。

以上、よろしくお願ひします。

○議長（高野正君） 教育長。

○教育長（古屋修君） 繁田議員の学校教育についてのご質問にお答えをいたします。

まず、1点目、部活動指導員の進捗状況、効果等についてです。

松洋中学校では、従来から活発に部活動が行われており、ことしの夏も複数の部が県大会や近畿大会等に出場するなどの活躍がございました。しかしながら、生徒数減少に伴う部活動のあり方、部活動指導に当たる教員の長時間労働等の課題が残されているのが現状でございます。また、担当部活動の競技経験のない教員が指導に苦慮する場面も見受けられます。

そんな中、今年度、国の部活動指導員配置推進事業を活用し、1名の部活動指導員を中学校に配置いたしました。現在、学校長の管理のもと、部活動の技術指導や大会引率等の職務を行っております。

部活動指導員配置の効果といたしましては、専門的な指導による適切な練習法の導入、想定される事故やけがの未然防止、技術の向上といった部活動の質的な向上に加え、教員の部活動指導に係る時間の軽減、経験のない競技の指導による心理的負担の軽減などが挙げられます。今後は、教員の部活動指導に係る負担軽減が授業準備や生徒と向き合う時間の確保等につながることも期待しているところでございます。

2点目、国からの補助金については余裕があると思うが、増員は考えているかについてです。

部活動指導員配置推進事業は、部活動指導員の配置に係る経費の一部を国が補助するものでございます。現行では、国からの補助は経費の3分の1であり、県と町がそれぞれ経費の3分の1ずつを負担しております。今後の国及び県からの補助金の増額等につきましては未定であり、部活動指導員の増員につきましては人事異動等の関係によって検討していく必要が出てくるものと考えてございます。

○議長（高野正君） 6番、繁田議員。

○6番（繁田拓治君） そしたら、再質問をさせていただきます。

教員の負担軽減が課題になっており、今年度から予算を見ますと435,600円、時給1,650円で1名の支援を受けていると思われま。この方は中学校にも精通されており、契約外の仕事もしてくれておると伺っております。外から見ても効果が上がっているように見受けま。そのほかにもボランティアで来ていただいている方もおり、助かっていると聞いております。

今年度の今言われた国からの補助金でありますけれども、これについても余裕があるように思います。増員について、来年度の人事異動を見ないともわかりませんが、現場の意見を聞きながらではあります、検討の余地はあるのではないかと伺われます。現在も、今言われたように3分の2は国と県の補助金で町は3分の1で、金額でいうと十四、五万ぐらいの負担であったと思われま。これは国の補助金を目いっぱい使って増員していただければと思われまが、いま一度見解を伺いま。

○議長（高野正君） 教育長。

○教育長（古屋修君） 増員についてですが、本年度、和歌山県下で部活動指導員としていた数が68名おります。来年度、何名県が募集してくれるかどうかわかりません。だから、県が欲しい人は手を挙げて下さいよという形で申請を出します、県のほうに。それでオーケーされたら配置できると、こういうふうな形になっておりますので、なかなか申請を出して、はいどうぞというわけにはいかないというふう聞いております。というのが、国から来る額というのが決まっておりますので、年によって。それによって3分の1・3分の1ずつと、こういうふうな形になってきますので、総額には限りがあるというふうに思われま。できるだけ早い時点で学校と連携をとりながら、必要な部については増員したいなど、そういうようなことは思っております。

ただ、人の問題も逆にあります。というのは、技術だけの問題ではなしに、やはり生徒指導量の問題もありますので、できたら教員経験者が最も適切ではないのかなというふうなことも考えま。

以上です。

○議長（高野正君） 6番、繁田議員。

○6番（繁田拓治君） 学校としては、その人員というのは非常に助かると思いま。負

担軽減に効果があると思われまますので、またひとつよろしくお願ひしたいと思ひます。

それでは、次の2つ目の質問に入らせていただきます。

中学校体育館にクーラーを、和田小学校の体育館の屋根のさびについて。

ここ10年ほど前から毎年異常気象、異常事態が発生しておりますが、ことしの夏も猛暑で大変でした。部活動の練習を見学に行きましたが、体育館では暑くて練習どころではないような状態でした。2階で卓球も行っていました。耐震の関係で天井を取り外しているためか、屋根の熱がそのまま伝わってくる感じでした。外のクラブも暑いですが、体育館の中は風も通りにくく、見ているだけでも大変でした。

行事や授業時に、熱中症のためか気分が悪くなる生徒も出たりしたそうでありまます。1学期の終業式も、暑さのため数分で終えなければいけなかつたそうでありまます。この体育館は、避難時の避難場所にも指定されておると思ひます。

そこで、1つ目、中学校の体育館にクーラーの設置を要望しまます。

次の2つ目、和田小学校の体育館の屋根のさびについて。

この件については数年前から要望が出されていると思ひまます、二、三年前に比べると全体的にペンキがはがれ、下のさびどめ塗装がむき出しになり、さびが目立つ状態でありまます。早く補修をしないと、雨漏りし出してからでは厄介で、余計高くつくのではと思われまます。早期補修を望みまます。

以上2点、よろしくお願ひしまます。

○議長（高野正君） 教育長。

○教育長（古屋修君） 繁田議員の2点目、中学校体育館にクーラーを、和田小学校体育館の屋根のさびについてのご質問です。

1点目の中学校体育館にクーラーの設置についてです。

ことしの夏は全国的に記録的な高温となり、中でも埼玉県熊谷市で最高気温41.1度を記録し歴代全国1位となつたなど、猛暑に関する報道が例年になく多く、とにかく暑かつたと実感しておひまます。体育館での部活動につきまましては、暑さ対策として大型扇風機を回し換気を心がけ、熱中症対策として、小まめに休憩をとり充分な水分補給を徹底したと聞いておひまます。また、体育館に設置している熱中症予防対策温湿度計を用ひ、練習時間の短縮などの目安にしたとも聞いてござひまます。

さて、松洋中学校体育館のクーラーの設置につきまましては、今のところ考えてはござひまませんが、国・県の動向などを注視し、必要とあれば検討していきたいと思ひてござひまます。

なお、近隣の市町においては、幾つかの体育館でクーラーの設置はありまますが、学校の教育活動で使用しているところはござひまません。

2点目、和田小学校の体育館の屋根の早期補修についてです。

この体育館は、昭和49年度に新築され約44年が経過しておひまます。わかる範囲ではありまますが、平成18年度に屋根の塗装工事を実施し、平成26年度につひ天井耐震工事

の追加で屋根の換気部分の雨漏り補修工事を実施しております。これまで必要最低限での補修で済ませているところでございます。

さて、屋根の補修につきましては、議員ご指摘のとおり、数年前から要望が出され、確かに全体的にペンキが剥がれ、さびが目立ち、早期補修が必要だと私も思います。このまま放置し続けると支障を来すことは充分考えられ、できるだけ早急に実施したい思いはありますが、予算の問題、学校からの優先順位を考慮した結果、大規模改修への実現には至ってございません。

○議長（高野正君） 6番、繁田議員。

○6番（繁田拓治君） 再質問をさせていただきます。

こういった要望の件につきましては、現場の声、要求等を聞き提案、指摘、要求するようにしております。昨年度で、念願であった教室、特別教室等のクーラーの設置が終了しました。今年度は以前から要望のあった玄関ロビーの屋根の補修工事を予定しておりますが、ことしの夏のような異常な猛暑に見舞われますと、雨漏りだと毎日ではないのでバケツやたらいを置けばいいので、子どもたちのことを考えると体育館にクーラーをどうしても設置してほしいという現場の声でもあります。こういったことについてお聞きしておりますか。答弁もいただきましたけれども、再度よろしくお願ひします。

○議長（高野正君） 教育長。

○教育長（古屋修君） 2つを比較すれば比較の問題になってしまうと思うんですが、雨漏りといえば雨が降るたびにということになります。体育館の暑さといえば夏だけということにもなります。比較の問題になるわけなんですけど、とりあえず、まずは雨漏りのほうを先決問題だと私どもは考えたということです。というのは、先ほどもお答えしましたように、日高郡内で体育館で学校がエアコンをつけて授業している、部活動しているというところはありませんので、そことの兼ね合いも考えまして、今のところ雨漏りを先決問題というふうに考えた次第であります。

また、先ほども言いました国や県の動向などを注視しながら検討を加えていきたい、そのように思っております。

以上です。

○議長（高野正君） 6番、繁田議員。

○6番（繁田拓治君） それはもう十分承知をしておるところでありますけど、ことしも、夏に体育館でバレーの練習をした後、生徒が夏祭りに行って、もう少しのところで命を落とすようなことがあったというのを聞いておりますし、こういうことがありますし、いろいろ午前中練習をああいうところでしたとか、練習計画はどうだとかいろいろ言われたりもよくするんですけども、そういうこともありますし、また考えていただけたらと思います。

それで、9月15日に吹奏楽部の、教育長もおられましたけれども、定期演奏会がありました。OBの方々の参加もたくさんあって、大変盛り上がった演奏会でありました。夜

で、昼間と違い、9月の中旬であるし気温がもっと下がってもいいなと思ったんですけども、中へ入ってみますと物すごく蒸し暑くて、プログラムをうちわがわりにする人がたくさんおられたと思います。そういった中で、指揮者の先生も汗を拭き拭き頑張っておられました。生徒も、横にペットボトルを置いて水分補給しながらの熱演であったと思います。クーラーがあつたらええのになという声もちょこちょこ聞きました。

そこで、今言われた熱中症対策についてですが、昨年の5月から7月までの熱中症による緊急搬送人数は3万3,000人であったそうです。前年度より8,000人もふえており、死傷者が34人に上っていると。ことしはそれ以上であると言われておるんですけども、特に学校では、梅雨明けのころ急に暑くなったときなど、季節の変わり目に多く発生する傾向があるとされています。

最近では、皮肉なことに学校の教室においてもエアコンが導入されており、体が快適な環境になれてしまうと余計脱水症状を起こしやすくなるとされています。それで、なおかつ節電のために温度設定を上げたりすると体温が上昇してしまい、発汗が促されて脱水症に陥りやすいと。ちょっとした気温の上昇でも陥りやすい、そういう弊害が生まれるとされています。

学校が熱中症対策を重視する背景には、部活動における熱中症で死亡にまで至る事故が相次いでいるからだと思われます。そこで、近年では学校の法的責任を問われるケースも出ていているとされています。そこで、部活動の顧問は必ずしも専門知識のある者が務めるわけではありませんし、前のところでもありましたけれども、ことしも4月の時点で30度を超すというふうな異常な事態も発生していたりして、年々暑さが増してきておると思います。そこで、災害時の避難場所にもなっておりますので、ひとついい補助金でもあれば見つけていただいて、また検討、対処していただきたいと思います。答弁は結構です。

それから、和田小学校の屋根のさびですが、これももう2階、3階の教室から見ますとびらびら落ちている状態、よくご存じかと思いますがけれども、余り景観もよろしくないし、さびて雨漏りし出すと修理が体育館は厄介だと思われるので、早いうちに対応していただきたいと思います。

この2点、またよろしく申し上げます。

それでは、次へもういきます。

3つ目の質問、よろしいですか。

○議長（高野正君） はい、どうぞ。

○6番（繁田拓治君） ブロック塀の倒壊について。

大阪で震度6の地震があり、小学4年生の女の子が倒れてきたブロック塀に押し潰され死亡しました。何とも痛ましい事故でありました。今までにもこういった事故がたびたび起こっており、指摘されておりました。

そこで、2点質問いたします。

1点目は、文部科学省から点検、改善の指示が出ました。どのような対処をしましたか。

2点目、こういった倒壊防止に関する件で、町では家具の転倒防止の補助金を出していますが、道路に面した個人のブロック塀等の補助は考えていますか。

以上2点、よろしくをお願いします。

○議長（高野正君） 教育長。

○教育長（古屋修君） 繁田議員の3点目、ブロック塀の倒壊についてのご質問にお答えをいたします。

その1点目、文部科学省からの点検、改善の指示が出たが、どのような対処をしたかについてでございます。

6月18日に発生した大阪府北部地震により、高槻市の小学校のプール沿いのブロック塀が倒れ登校途中の小学生が亡くなったことを受け、その翌日、町内小・中学校のブロック塀の緊急点検を実施いたしました。建築基準法違反となる高さ2.2mを超えるブロック塀はなく、高さ1.2m以上のブロック塀が和田小学校の体育館北側に存在いたしましたが、控え壁があることから問題はないと判断しております。

その後、6月21日付で文部科学省から詳細点検マニュアルが届き、それに照らし合わせたところ、控え壁の間隔が規定より広く、適合しないことが判明いたしました。そこで、7月13日の全員協議会におきまして、和田小学校のブロック塀改修について教育課長と担当者よりご報告をさせていただきましたが、適合しないものをそのまま放置し続けるわけにもいかず、ブロック診断士の資格を持つ町内業者に相談したところ、基礎部分がしっかりしていることから、ブロック塀の上部2段、約40cmを取り除けば建築基準法的には問題がないとのことでありましたので、この工法で改修することに決定いたしました。

予算については、緊急性があり補正をする時間的余裕がないことから予備費から充當させていただきます、7月9日に修繕契約、8月10日には完了検査を実施してございます。

○議長（高野正君） 町長。

○町長（森下誠史君） 2点目でございます。個人のブロック塀の補助はにつきましてお答えいたします。

議員がおっしゃるとおり、大阪北部地震によりましてブロック塀が倒壊し、とうとい命が失われました。本町でも、今後南海トラフ地震が発生すれば同様の被害が考えられます。本町の場合は、ブロック塀の倒壊は人的被害のみならず避難路の寸断などが考えられ、ブロック塀の安全対策が必要であることから、撤去改善に要する費用の補助につきましては今回の補正予算案に計上しているところでございます。この補助金は、和歌山県防災力パワーアップ補助金を活用し実施いたします。

補助対象といたしましては、地震発生時に倒壊のおそれがあるブロック塀等の撤去費用または地震発生時に倒壊のおそれがあるブロック塀等の撤去及び生け垣やフェンスへの改善に要する費用につきましては、上限を設けまして補助を行いたいと考えてございます。

なお、補助制度啓発につきましては、広報みはま、町のホームページ等に掲載したいと

考えてございます。

○議長（高野正君） 6番、繁田議員。

○6番（繁田拓治君） 6月の朝の大阪の地震で死者3人、うち2人がブロック塀の倒壊で犠牲になったということで、教育委員会としてはこの報道を受けて物すごく早い対応であったなと思います。その後の処置についても非常に適切な判断であったなというように思っております。

それで、ブロック塀というのはこれまでも大きな地震が起こるたびに犠牲者が出て、国が補強の促進や安全基準の遵守を呼びかけてきた経緯があります。ただ、古いブロック塀につきましても、潜在的な危険が指摘されてきたんでありますけれども、放置される傾向にあると。各地で、地震が相次ぐたびに補強が不十分なブロック塀の危険性が改めて表面化しておると。今回の高槻市の4年生の女の子が死亡し、80歳の男性がいずれもブロック塀の倒壊で下敷きになって犠牲になったと。ブロック塀というのは、こういう地震になると必ず聞く事故でありますけれども、かねてから問題視されてきましたし、今からもう40年ほど前になりますが、宮城県沖地震というのがあったと思います。このときも、ブロック塀や石の門柱などで18人が犠牲になりました。このときから社会問題化しておりました。そして、今回のような小学生の痛ましい事故が起こらないと対策が学校で講じられないというのも、非常に残念であるように感じます。

それで、ブロック塀につきましても、ちょうど2000年ですから平成12年だったと思います。建設省の告示として、安全性を保つため構造計算の基準を定めて、風圧とか地震などに対して具体的な数値を示して設計者が遵守するよう求めておりますが、これ以前に設置されたブロック塀、今の和田小学校もそうだと思いますけれども、補強の手が回らないケースまたは基準を無視したブロック塀の設置が後を絶たず、地震などのたびに事故と犠牲者が出ている現実があります。

そこでお尋ねしますが、町内に危険とみなす箇所はどれぐらいありますか。

そしてもう一つ、2つ目は、危険箇所の補修については個人の申告ですか。補助制度の啓発については今も広報みはま、町のホームページに掲載ということでもありますけれども、町からの指摘もあるのですか。

以上、よろしく。

○議長（高野正君） 防災企画課長。

○防災企画課長（大星好史君） お答えいたします。

この事故を受け、私どもも避難路に関連する道路を点検しております。すみません、件数につきましてはちょっと私、今詳しい資料を持ち合わせていませんので、何件というのはお答えしかねるところでございますけれども、とにかく避難路に当たる部分について点検しております。

それと、危険な箇所の部分は個人の申請からかというところの質問であったかと思えますけれども、この件につきましても、和歌山県が中心となりまして、県内各市町村から出

されたデータをもとに点検を行う予定と聞いております。当町の場合、日高振興局建設部のほうで行っていくように伺っております。

建築基準法に基づく監督責任というのは美浜町の場合ですと和歌山県になりますので、そこらが点検し、撤去や補修の指導または勧告をできることになっております。ただし、1971年から81年、2006年とブロック塀の基準につきましては各地震があるごとに改正されております。設置後、規制の強化で基準に合わなくなった部分につきましては、既存不適格の場合が多いということでもなかなか指摘が難しいというふうなことでございます。

町からの指摘というのは、報告を上げて先ほど申しましたように和歌山県のほうから調査、そこを指摘までいきませんが、いろいろ話し合いの場というようなことになってくると思います。

○議長（高野正君） 6番、繁田議員。

○6番（繁田拓治君） 先日、これは総務産業常任委員会でもらったと思うんですけども、ブロック塀等補助金制度のポイントというプリントの中に、南海トラフ巨大地震において、当町でも同様の被害が想定され、建築基準法に適合していないブロック塀はというのがあります。それで、最後のほうにブロック塀の安全対策を徹底する必要があると、こう書いておりますので、今の質問をさせていただきました。

災害時に不特定多数の者が避難に利用する道路に面しているもので、コンクリートブロックづくり等であると、こういう対策を徹底するというので、どれぐらいあるんかいなと。これについても、もし町のほうで特別危険であるという箇所については町から指摘があるのかなと思い、質問をさせていただきました。もう答弁は今の結構です。

続いて、もう時間も何ですので、最後、4点目へいきます。

4点目、道路網の建設、整備について。

以前から、県の湾岸整備事業、きららときめき道路といった海岸線沿いの道路整備が進められてきました。県の財政事情等で停滞しているようであります。町の発展に関し、道路網の整備の必要性について以前にも何回か質問をしてきました。

地方創生、観光産業面からも、観光バスが西山を一周できるような道路整備が必要であると考えます。町でも隣接町と連携して取り組まれています。

そこで、進捗状況についてお聞かせください。

○議長（高野正君） 町長。

○町長（森下誠史君） 繁田議員の4点目でございます。道路の建設整備につきましてということで、進捗状況はでございます。

県道御坊由良線のさらなる整備を目的といたしまして、去る5月、由良町、日高町、美浜町の3町によりまして県道御坊由良線整備促進協議会を設立させていただきました。各町の議会議長を初め、区長会長や民間の交通会社、観光協会など多くの方々にご参画いただくとともに、日高郡選出の県議会議員の皆様方におかれましては顧問としてご就任をし

ていただきました。行政区域や官民の垣根を越えて、一致団結して住民の方が強く望まれている県道御坊由良線の整備を推進していくものでございます。

本協議会の活動といたしまして、去る7月2日、3町が一堂に会した形での知事への要望を行いまして、現在事業着工されてございます区間の早期完成と未整備区間の早期事業化、道路防災対策の推進という観点からそれぞれの町の実情を知事に申し上げ、具体的な区間を提示し、その整備につきまして知事に直接お願いした次第でございます。その後の7月下旬におきまして、今度は3町が個別に日高振興局建設部との協議を行ってございます。

当町が早期事業化を強く要望した内容につきましては、旧三尾郵便局前の付近における道路の拡幅、さらに、そこから日ノ御埼方面と日高町田杭方面との3差路までの区間において道路拡幅、また、現在国道42号との交差点から西向きに御坊市領域で進められている歩道の新設につきまして、御倉橋付近まで延伸するというものでございます。

この協議会により知事にお渡しした要望書にも明記いたしましたが、点在する集落を結ぶ道路であることから災害時の支援道路としての強化、風光明媚な海岸線を巡る道路であることから観光道路としての機能の充実、日常生活道路であることから交通の利便性の向上、そして道路防災対策の推進、この4点を基本理念といたしまして、県道御坊由良線における未整備区間の早期解消に向け、3町がともに力を合わせて末永くその活動を展開していく所存でございます。

○議長（高野正君） 6番、繁田議員。

○6番（繁田拓治君） 3町がともに力を合わせ、末永くその活動を展開していくというのは非常にいい話であり、いい取り組みであると思われま。こういったものを解決する道路網の整備というのは最重要課題、いろいろありますけれども、ではなかろうかと思われま。

それに、以前にも言いましたが、日高町の産湯海岸海水浴場まで観光バスがよく、今年も私も何回も会いましたけれども、来ています。そこには、隣町には宿泊できる旅館とか施設、そういったものもたくさん、食堂とかいろいろありますし、我が町には煙樹ヶ浜とか松林もありますし、日ノ御埼もあつたんですが、それは日高町のほうへ移転して灯台跡というのがありますけれども、これといった目立った施設もなく、観光資源に乏しいと。それに加えて住民の不安というのは地震とか津波、そういったものであろうかと思われま。悔しいですが、人口が隣町に流出していくのは当然かもしれないという感じがいたしますが、非常に残念であると思っております。

そこで、こういった現状を打破するのはいろんなことが想定されますが、まず道路網の整備が必要ではないか、産湯の海水浴場まで観光バスが来て、そこからUターンして帰っていく、これを阿尾から田杭に回って三尾を通して海岸線、煙樹海岸を通して帰っていただけるとなると、またいろいろな展開が見えてくると。今、三尾や吉原公園で行っている事業の成功にもつながってくるのではないかと考えるんですが、そこら辺いかがです

か。

○議長（高野正君） 町長。

○町長（森下誠史君） 議員と同感でございますが、やはり道というインフラ整備ということで本当に必要、そして不可欠というような形の中で、今回でございますが、3町がそれこそ毛利元就公ではございませんが、三本の矢という形の中で設立、そしてその方向で進んでいるところでございます。

議員おっしゃるとおり、いろんな形、観光もしかりでございますが、本当に幹線道路、そして国土強靱化も伴うような道でございます。いろんなことを一つの道というような形で願いも込めてでございますが、今後もそうでございます。私も、ご答弁させていただきましたとおり、官民が協働で一つの目標達成のため、今後とも一糸乱れずというんですか、向かってまいりたいなと思いますので、議員各位もどうかよろしくお願い申し上げます。一生懸命やっていく所存でございます。

以上です。

○議長（高野正君） 6番、繁田議員。

○6番（繁田拓治君） この間の新聞でも見ましたけれども、隣町の副町長の人事でも県から来られたというのが載っており、そういう県とのパイプがより強固になってくると予想されます。しっかりタッグを組んで、町の発展につなげていただければと思います。

以上で質問を終わります。

○議長（高野正君） しばらく休憩します。

再開は16時15分です。

午後四時〇八分休憩

——・——

午後四時十五分再開

○議長（高野正君） 再開します。

日程第2 報告第1号 専決処分事項の報告（平成30年度美浜町一般会計補正予算（第2号））についてを議題とします。

本件について細部説明を求めます。副町長。

○副町長（笠野和男君） 報告第1号 専決処分事項の報告（平成30年度美浜町一般会計補正予算（第2号））につきまして細部説明を申し上げます。

本専決処分事項については、既定の歳入歳出予算の総額にそれぞれ1,096千円を追加し、補正後の歳入歳出予算の総額を37億61,732千円とするものでございます。

まず、8ページ、歳出ですが、教育費、中学校費、学校管理費、負担金補助及び交付金1,096千円の追加でございますが、平成30年度中体連夏季大会において松洋中学校の柔道部男子1名、女子1名、剣道部男子3名、女子1名、野球部13名が近畿大会に出場いたしました。また、柔道部女子1名が近畿大会に出場するとともに広島市で開催の全

国大会にも出場いたしましたので、必要経費について補助したものでございます。

財源は、6ページの歳入で地方交付税、普通交付税を充当してございます。

平成30年8月1日付で専決処分させていただきましたので、地方自治法第179条第3項の規定により議会に報告し、ご承認をお願いするものでございます。

以上で細部説明を終わります。よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

○議長（高野正君） これから質疑を行います。

○議員 「ありません」

○議長（高野正君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

○議員 「ありません」

○議長（高野正君） これで討論を終わります。

これから採決します。この採決は挙手によって行います。

本件、承認することに賛成の方は挙手願います。

○議員 （挙手多数）

○議長（高野正君） 挙手多数です。したがって、報告第1号 専決処分事項の報告（平成30年度美浜町一般会計補正予算（第2号））については承認することに決定しました。お諮りします。

日程第3 報告第2号 専決処分事項の報告（平成30年度美浜町一般会計補正予算（第3号））について、日程第4 報告第3号 専決処分事項の報告（平成30年度美浜町公共下水道事業特別会計補正予算（第2号））については、同種の事件として一括議題にしたいと思いますが、ご異議ありませんか。

○議員 「異議なし」

○議長（高野正君） 異議なしと認めます。したがって、日程第3 報告第2号、日程第4 報告第3号を一括議題とします。

2件について細部説明を求めます。副町長。

○副町長（笠野和男君） 報告第2号及び報告第3号につきまして、一括して細部説明を申し上げます。

まず、報告第2号 専決処分事項の報告（平成30年度美浜町一般会計補正予算（第3号））についてでございます。

本専決処分事項については、既定の歳入歳出予算の総額にそれぞれ28,282千円を追加し、補正後の歳入歳出予算の総額を37億90,014千円とするものでございます。

今回の補正は、台風21号により公共施設等が被害を受けたことによる補正でございます。今回の補正以外にも現計予算や予備費でも対応してございます。

まず、歳入からご説明申し上げます。

6ページ、地方交付税、普通交付税25,308千円の追加は、財源調整によるものでございます。

県支出金、県補助金、農林水産業費県補助金、林業費補助金1,000千円の追加は、煙樹ヶ浜保安林内の倒木除去の補助金でございます。

諸収入、雑入、建物火災共済保険料1,974千円の追加は、台風21号により被害を受けた公共施設の罹災に係る共済金でございます。

次に、歳出についてご説明申し上げます。

8ページ、歳出ですが、総務費、総務管理費、財産管理費896千円の追加は、役場庁舎、吉原西集会場、上田井集会場の修繕費でございます。

交通安全対策費652千円の追加は、カーブミラーの修繕費、原材料費でございます。

民生費、児童福祉費、児童福祉施設費134千円の追加は、学童保育友遊クラブの屋根の修繕費でございます。

農林水産業費、林業費、林業総務費2,000千円の追加は、煙樹ヶ浜保安林内の倒木除去の委託料でございます。

商工費、観光費700千円の追加は、潮騒公園の水銀灯の修繕費でございます。

土木費、都市計画費、下水道費2,860千円の追加は、松原浄化センターの屋根の修繕に伴う繰出金でございます。

10ページ、土木費、住宅費、住宅管理費3,133千円の追加は、和田大浜団地の屋上の防水シートが暴風により剥がれたことなどによる修繕費でございます。

消防費、消防施設費500千円の追加は、浜ノ瀬消防車庫の屋根の修繕費でございます。

災害対策費2,750千円の追加は、防災行政無線の修繕費でございます。

教育費、小学校費、学校管理費173千円の追加は、和田小学校の修繕費でございます。

こども園費、ひまわりこども園費92千円の追加は、給湯用加圧ポンプの修繕費でございます。

12ページ、保健体育費、体育施設費8,798千円の追加は、体育センター、第1若もの広場の修繕費でございます。

災害復旧費、その他公共施設災害復旧費5,594千円の追加は、農業費、林業費、水産業費、商工費、道路橋梁費の重機借上料を各科目で予算計上するより、まとめることで効率的な復旧作業が実施できることにより、この科目に一括計上してございます。

補足といたしまして、台風の被害による予算対応一覧表の資料をお手元に配付させていただいております。

平成30年9月13日付で専決処分させていただきましたので、地方自治法第179条第3項の規定により議会に報告し、ご承認をお願いするものでございます。

続きまして、報告第3号 専決処分事項の報告（平成30年度美浜町公共下水道事業特別会計補正予算（第2号））についてでございます。

本専決処分については、既定の歳入歳出予算の総額にそれぞれ7,720千円を追加し、補正後の歳入歳出予算の総額を1億78,497千円とするものでございます。

今回の補正は、台風21号により被害を受けた松原浄化センターの工事請負費の補正で

ございます。

まず、歳入からご説明申し上げます。

6ページ、繰入金、一般会計繰入金は2,860千円の追加でございます。

諸収入、雑入、建物火災共済保険4,860千円の追加は、台風21号により被害を受けた松原浄化センターの罹災に係る共済費でございます。

次に、歳出についてご説明申し上げます。

8ページ、歳出ですが、総務費、総務管理費、一般管理費、工事請負費7,720千円の追加は、松原浄化センターの屋根の修繕でございます。

平成30年9月13日付で専決処分させていただきましたので、地方自治法第179条第3項の規定により議会に報告し、ご承認をお願いするものでございます。

以上で細部説明を終わります。よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

○議長（高野正君） 2件一括して質疑を行います。9番、田淵議員。

○9番（田淵勝平君） 最初の補正ですけれども、8ページの中に風倒木1,000千なり2,000千の予算を組んでいますけれども、これ、委託料で2,000千ということになっているけれども、何本ぐらいの松か。いただいた資料のほうにもございませんよね。何本ぐらいあったのか、その詳細を説明していただきたいなと思います。

今のやつは簡単なことなんで、カーブミラーが修繕費で368千円と284千円組んでおりますけれども、ちょっと見た感じ、カーブミラーどうこうとあるんです。これ、数値とか、場所は細かくはいいですけれども、幾つのカーブミラーがどういう状態かということだけちょっと教えていただきたいなと思います。

それから、3つ目、いただいた資料のこのところに災害復旧費として計上しておりますというのは、補正に載っているんやろうなということは認識できますけれども、ほかのところどこに赤い数字で載っている以外の方はどういう処理のされ方になっているのか、そのところがいただいた資料を見たときに認識しかねるんで、説明してやってください。お願いします。

○議長（高野正君） 産業建設課長。

○産業建設課長（河合恭生君） まず、松の風倒木処理についてでございます。

先日の確井議員のときの一般質問の答弁にもございましたが、そのときはまだ保安林内全域調査が済んでおりませんでした。しかしながら、きょう現在におきましては風倒木の数量については確定しておりますので、申し上げます。

最も太いもので66cmまでございますけれども、直径が。総本数が350本、そのうち松が246本でございます。これらのうち、20cm以上のものを外注して処理しようと考えております。それを抽出いたしますと248本で、そのうち松が206本でございます。今回、先決で計上しております委託料2,000千、そのうち県の補助金が1,000千ということでございますが、なかなか県のほうでもこういう前例がないということで、補助金1,000千をご用意していただきました。その補助率が2分の1ということなので、

事業費を2,000千と設定させていただいた次第でございます。

しかしながら、2,000千で今申し上げました20cm以上の248本が全量処理できるかどうかというのは、今現時点においても未定でございます。日高振興局林務課とそれから協議を重ね、どういう積算方法でやっていくというところからの話でございますので、まずは予算計上した2,000千円で処理できるところまでというのが一つの考え方、残りについては、追加で県が工面していただけるのであれば本数をふやして処理いたしますし、できないとなれば次年度にまた風倒木の補助金を用意していただいて処理する、その辺はまだ未定でございます。

それから、3点目の災害復旧費のまとめて計上しているということに関するご質問でございます。

今回災害復旧費をまとめて計上させていただいているのは、農業費に始まりまして林業費、水産業費、商工費、それから道路費等の重機借上料の費用でございます。重機借上料でございますけれども、災害時における美浜町所管施設の緊急災害応急対策業務に関する協定書というものを美浜建設業組合さんと平成25年度に締結しております。幾つか例を挙げますと、三尾漁港内に流入した流木、プラスチックごみの処理、産業道路もしくは並びにキャンプ場の土見の駐車場に堆積した土砂の除去、それから町道、それから水路等に越波により乗ってしまった流木、土砂の除去等々を協定書により美浜建設業組合さんに依頼して作業を行ってきているところでございます。

やっぱり、現場を見て双方お互いに話をしながら大体これぐらいというところで、日数、それから重機の量というのをあらかじめ想定して実施に臨むわけでございます。しかしながら、現場現場によって想定していた日数では終わらない、もう一日かかるよとか、逆に3日想定したけれども1日で終わったと、そういうのが現場現場によって変化していきます。ということから、林業費とか水産業費とか道路費とかというそういう予算の款、項の垣根を越えた形で予算をとらせていただいたほうが弾力的に現場を回していけると、そういう観点からこのような計上をさせていただいたところでございます。

以上です。

○議長（高野正君） 総務政策課長。

○総務政策課長（野田佳秀君） お答えいたします。

今回のカーブミラーの補正についてでございます。

まず、原材料費の284千円についてですが、支柱が7本、ミラーが9枚分でございます。それで、美浜町の建設業組合に修繕をお願いすることとなっております。その箇所については、町内で7カ所のカーブミラーの破損がありましたので、それを修繕するものでございます。

以上です。

○議長（高野正君） 9番、田淵議員。

○9番（田淵勝平君） 説明、よくわかりました。

その上で聞きたいんですけれども、松だけじゃなくて風倒木なんですけれども、何で質問したかといったら、えらい2,000千と、ぼっきりで切りがええなと思ったんで。今の課長の説明を聞いて、本数も決まっていないうらうけれども差し当たってこれくらい必要であろうということで2,000千というような数字になったと思うということ、よくわかりました。

ここ、課長の予想では何とかこれでおさまるんじゃないかなと、いやそんなことはない、今までの枯れ松の処理も見て、とてもやない、半分ぐらいしか予算が多分組めんの違うかなと、どの程度までいけるとお考えなんですか。

それから、これは質問するほうが愚になるんかわかりませんが、風倒木の場合、その材木が売れる可能性というのは……。マツクイムシにより枯れたのと違って生ですから、ちょっとこれ、売れる可能性があるのかなというような可能性はもう全くないと、普通はないと判断するのがいいんでしょうか。

それともう一点、県との兼ね合わせ、50・50はわかります。これはやっぱり今後も台風が来たときには、大体うちの町でうわっと見て2,000千欲しいな、3,000千欲しいな、それで県が一番、報告は当然しているでしょうけれども、これくらい予算を組みますよというような話で進めていって、後でもう一度細かく計算してはじき出すのか、そここのところ、幾つも言うて悪いんですけれども、その点お答え願いたいなど。どんな感じで処理していくかということを知りたいんで。

それから、重機借り上げです。よくわかりました。当然そのとおりでと思います。そんな細かい、ここに書いてあるように林務費やの水産業費やのと分けていたら、とてもやないけれどもこんなのできひん。

そこで、決算のときに、これはほかの部分では住宅費なり土木費、総務費なら総務費のところでも分重機借り上げ以外はばらけていくと、そここのところの決算を打っていくと思うんですけれども、重機借り上げに関しては結局、ここにあるように第12款災害復旧費の中でこの処理の仕方をされると思うんです。そういうことなら、こういう紙をいただいたら、もういつそ何のところも全部これは災害でなかったら総務費のほうもこんなカーブミラーも含めて要ってなかってんと。災害復旧費で幾ら要りましたよと、重機借り上げ以外に修繕費とかいうような格好で項目を組んだら、ほんなら21号台風でことし総額これだけ災害復旧に要ってんなということを知りやすいような考え方というか、見方もできると思うんです。

ただ、そこで決算のときには、これはそのまま重機借上料、決算を打って、ほかのところはばらばらになっていくのか、それとも、今こういう予算のとり方をするけれども、最後の決算のときには修繕費というてばらけてするのか、そこら辺どうここから先になっていくのか、ちょっと説明をお願いします。

○議長（高野正君） 産業建設課長。

○産業建設課長（河合恭生君） 私からは、前から3つだけお答えさせていただきます。

まず、量的なお話です。これにつきましては、半分ぐらいなのか8割なのかというのはまだ全く検討もつきません。和歌山県さんも、今どういう積算の形でやっていこうというのを今双方協議している段階ですので。ただ、個人的な感覚をと言われますと、到底処理できないというふうに考えてございます。

続きまして、風倒木の材の処分のお話でございます。売れるというわけではなくて、無償で引き取り、処分していただくというふうに今考えているところでございます。

3点目、風倒木、これから和歌山県さんとどうしていくのかというようなご質問だったかと思えますけれども、何分初めての事象でございますので、これが一つのきっかけとして、こういう災害が起こったときにはその時点で県も補助金を用立てていただけるのか、あらかじめ当初予算である一定の、結果的には使わないかもわかりませんが、予算計上させていただけるのかということも今後の話というふうに思っております。

しかしながら、一つの前例ができましたので、当然、来年度も台風が来たときのことも考えて県と話をしていきたいと思っております。

以上です。

○議長（高野正君） 総務政策課長。

○総務政策課長（野田佳秀君） お答えいたします。

まず、災害復旧費の今回の補正については、決算では予算と同じ形として出てきます。

それで、今回災害復旧費について一つにまとめたらという意見ですが、今回の台風についての予算の対応についてなんです、今現在の現計予算と予備費についても使っております。そういった関係で、一つにまとめるはなかなか難しいというところで、今回こういった形での補正予算の計上をしているところでございます。

○議長（高野正君） 9番、田渕議員。

○9番（田渕勝平君） 両課長の説明、よくわかりました。

そこで、今後のためにも聞かせてもらいたいですけれども、県と交渉して1,000千、2,000千やったら2,000千もらうと。これ、もしもっと被害が大きかったときに激甚災害とか国が指定してくれるでしょう。こういうときには風倒木の処理というふうなやつもその対象になってくると思うんですけれども、国が指定した場合は今の予算を県と交渉して何とか捻出せないかなというような形が、もっと大きなきはどんな形になるんですか。私、議員を経験している間に激甚災害とかというのは幸運で、なかったんで、そういうことがわかりませんので、もしそういうものが出たときには、もう権限がどんと降りてきて、はいっと来るのか、それでもやっぱり半分分けするやつを3分の2は国が面倒を見ますよというような格好になるのか、そこら辺ちょっと後学のために教えていただけたらありがたいと思うんですけれども、いかがでしょう。

○議長（高野正君） 産業建設課長。

○産業建設課長（河合恭生君） 今回の保安林の林業分野における風倒木の災害復旧に関してなんですけれども、大変申しわけございません、激甚災害に指定された場合とかとい

うケースにつきましては知識がないため、ご答弁できません。すみません。

○議長（高野正君） これで質疑を終わります。

これから報告第2号について討論を行います。

○議員 「ありません」

○議長（高野正君） 続いて、報告第3号について討論を行います。

○議員 「ありません」

○議長（高野正君） これで討論を終わります。

これから報告第2号について採決します。この採決は挙手によって行います。

報告第2号について、承認することに賛成の方は挙手願います。

○議員 （挙手多数）

○議長（高野正君） 挙手多数です。したがって、報告第2号 専決処分事項の報告（平成30年度美浜町一般会計補正予算（第3号））については承認することに決定しました。

続いて、報告第3号についてを採決します。この採決は挙手によって行います。

報告第3号について、承認することに賛成の方は挙手願います。

○議員 （挙手多数）

○議長（高野正君） 挙手多数です。したがって、報告第3号 専決処分事項の報告（平成30年度美浜町公共下水道事業特別会計補正予算（第2号））については承認することに決定しました。

日程第5 報告第4号 専決処分事項の報告（平成30年度美浜町介護保険特別会計補正予算（第2号））についてを議題とします。

本件について細部説明を求めます。副町長。

○副町長（笠野和男君） 報告第4号 専決処分事項の報告（平成30年度美浜町介護保険特別会計補正予算（第2号））につきまして細部説明を申し上げます。

本専決処分事項については、既定の歳入歳出予算の総額にそれぞれ149千円を追加し、補正後の歳入歳出予算の総額を8億23,805千円とするものでございます。

まず、歳入からご説明申し上げます。

6ページ、繰越金、前年度繰越金149千円の追加は、財源調整でございます。

次に、歳出についてご説明申し上げます。

8ページ、歳出ですが、諸支出金、償還金及び還付加算金、償還金、償還金利子及び割引料149千円の追加は、社会保険診療報酬支払基金へ支払う地域支援事業の過年度精算によるものでございます。

なお、台風21号で告示がおくれたことにより、支払期日に間に合わないため、平成30年9月13日付で専決処分させていただきましたので、地方自治法第179条第3項の規定により議会に報告し、ご承認をお願いするものでございます。

以上で細部説明を終わります。よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

○議長（高野正君） これから質疑を行います。

○議員 「ありません」

○議長（高野正君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

○議員 「ありません」

○議長（高野正君） これで討論を終わります。

これから採決します。この採決は挙手によって行います。

本件を承認することに賛成の方は挙手願います。

○議員 （挙手多数）

○議長（高野正君） 挙手多数です。したがって、報告第4号 専決処分事項の報告（平成30年度美浜町介護保険特別会計補正予算（第2号））については承認することに決定しました。

日程第6 報告第5号 専決処分事項の報告（平成30年度美浜町水道事業会計補正予算（第2号））についてを議題とします。

本件について細部説明を求めます。上下水道課長。

○上下水道課長（大江裕君） 報告第5号 専決処分事項の報告（平成30年度美浜町水道事業会計補正予算（第2号））について細部説明を申し上げます。

今回の補正は、収益的収入及び支出の収入、資本的収入及び支出の支出について補正をお願いするものでございます。

4ページ、5ページの収益的収入及び支出の見積基礎の収入についてご説明いたします。

営業外収益1, 575千円の増額は、雑収益1, 575千円の増額でございます。これについては建物火災共済保険料でございます。9月4日の台風21号により被害を受けたもののうち、保険が適用される可能性が高い建物1件、機器1基の修繕費の2分の1でございます。

収益的収入の補正額は1, 575千円で、収益的収入の合計は1億42, 027千円となっております。

次に、8ページ、9ページの資本的収入及び支出の見積基礎の支出についてご説明いたします。

建設改良費5, 520千円の増額で、施設改良費5, 520千円の増額でございます。これについては、9月4日の台風21号によって長時間停電が発生したことにより非常用発電機1台が故障したものの修繕と、長時間運転を実施した非常用発電機3台の点検業務及び暴風により破損した田井浄水場沈澱池上屋の外壁修繕でございます。

資本的支出の補正額は5, 520千円の増額で、資本的支出合計は46, 539千円となっております。

次に、1ページの第3条では、当初予算第4条本文括弧書き中、資本的収入が資本的支出に対して不足する額を45, 999千円に、補填財源として当年度損益勘定留保資金を43, 123千円に、当年度分消費税資本的収支調整額を1, 330千円に改め、建設改

良積立金1,546千円を追加してございます。

最後に、10ページは補正後の予定キャッシュ・フロー計算書で、資金期末残高は1億83,664千円を予定してございます。

平成30年9月13日付で専決処分させていただきましたので、地方自治法第179条第3項の規定により議会に報告し、ご承認をお願いするものでございます。

以上、誠に簡単ではございますが、細部説明を終わります。よろしくご承認賜りますようお願い申し上げます。

○議長（高野正君） これから質疑を行います。

○議員 「ありません」

○議長（高野正君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

○議員 「ありません」

○議長（高野正君） これで討論を終わります。

これから採決します。この採決は挙手によって行います。

本件を承認することに賛成の方は挙手願います。

○議員 （挙手多数）

○議長（高野正君） 挙手多数です。したがって、報告第5号 専決処分事項の報告（平成30年度美浜町水道事業会計補正予算（第2号））については承認することに決定しました。

日程第7 報告第6号 平成29年度決算に係る健全化判断比率及び資金不足比率の報告についてを議題とします。

本件について細部説明を求めます。副町長。

○副町長（笠野和男君） 報告第6号 平成29年度決算に係る健全化判断比率及び資金不足比率の報告についてご説明申し上げます。

先に、平成29年度決算に係る健全化判断比率について申し上げます。

この報告は、地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項の規定の中で、「地方公共団体の長は、毎年度、前年度の決算の提出を受けた後、速やかに、実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債費比率及び将来負担比率並びにその算定の基礎となる事項を記載した書類を監査委員の審査に付し、その意見を付けて当該健全化判断比率を議会に報告するとともに、当該健全化判断比率を公表しなければならない。」となっております。

まず、当町の算定結果では、実質赤字比率並びに連結実質赤字比率については、どちらも黒字決算なので、赤字比率は発生なしということでございます。

また、実質公債費比率は、公債費に公営企業の元利償還金に対する一般会計からの繰入金や、一部事務組合の地方債の元利償還金に対する町の負担金などを加えて算出する指数で、実質的な公債費の標準財政規模に対する比率でございまして、5.8%でございまして、

ちなみに、早期健全化基準は25%、財政再生基準は35%であります。

将来負担比率は、地方債の残高を初め一般会計等が将来負担すべき実質的な負債が標準財政規模に占める比率でございます、53.9%でございます。ちなみに、早期健全化基準は350%であります。

前年度と比較して、実質公債費比率は下がっていて改善が見られますが、将来負担比率は上昇しております。

次に、資金不足比率の報告についてご説明申し上げます。

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第22条第1項の規定では、「公営企業を営する地方公共団体の長は、毎年度、当該公営企業の前年度の決算の提出を受けた後、速やかに、資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類を監査委員の審査に付し、その意見を付けて当該資金不足比率を議会に報告し、かつ、当該資金不足比率を公表しなければならない。」となっております。

当町での対象会計は、農業集落排水事業特別会計、公共下水道事業特別会計及び水道事業会計の3会計で、これらいずれの会計につきましても資金不足は発生しておりませんので、資金不足発生なしという結果でございます。

健全化判断比率のうち一つでも早期健全化基準以上になった場合には財政健全化計画を、また、資金不足比率が経営健全化基準以上となった場合にも経営健全化計画を定める必要がありますが、当町は全ての基準を下回りましたので、これらの計画の策定は必要ございません。

以上で細部説明を終わります。よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

○議長（高野正君） これから質疑を行います。

○議員 「ありません」

○議長（高野正君） これで質疑を終わります。

本件については報告事項ですので、これで議了いたします。

お諮りします。

本日の会議はこれで延会にしたいと思いますが、ご異議ありませんか。

○議員 「異議なし」

○議長（高野正君） 異議なしと認めます。したがって、本日はこれで延会することに決定しました。

本日はこれで延会します。

午後四時五十四分延会

再開は、あす2日午前9時です。

お疲れさまでした。